

新株式発行及び自己株式の処分 並びに株式売出届出目論見書

平成28年5月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式469,336,000円(見込額)の募集及び株式554,880,000円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式166,056,000円(見込額)の売出し(オーバークロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年5月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに
株式売出届出目論見書

株式会社セラク

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお、「*」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3事業の内容」の末尾に用語解説を設けて説明をしております。

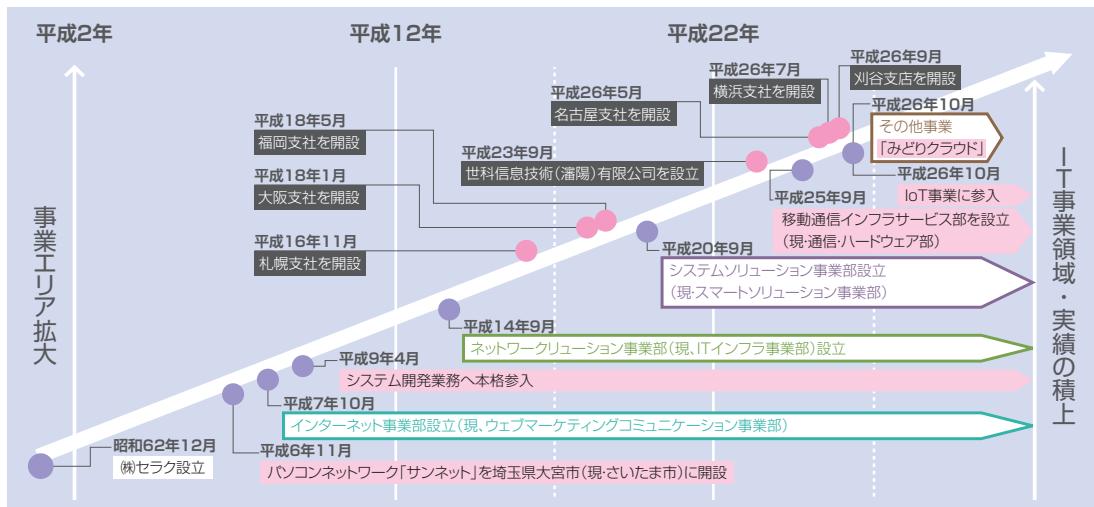
1. 事業の概況

当社は、『IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する』との経営方針のもとに、インターネットを通じた、ITインフラ、ウェブマーケティングコミュニケーション、スマートソリューションの3つのソリューションを提供する事業を行っております。

当社の提供するサービスは主に、企業が抱えるIT及びインターネットを用いた問題解決策の提案及びその実現を行う「ソリューションサービス^(*)」が中心でしたが、直接クライアント先で技術提供を行う「オンサイトサービス^(*)」のニーズの増加に伴い、それぞれの事業において当社独自の採用、営業、教育体系によりその時代のニーズに合わせたIT人材を創出することで、「ソリューションサービス」と「オンサイトサービス」の2つの形態で業務を拡大しております。

当社はすべての事業において、就業意欲が高いIT業界未経験者を中心に全国からの採用を行うことで安定的に人員を確保し、当社独自の教育プログラムによって未経験からでも入社から約二ヶ月の研修でITエンジニアとしての就業を可能とした上で、「セラク情熱大学」という教育プログラムにおいて永続的に技術力向上を図り、営業活動によって初回就業時から段階的にその時のスキルに合った業務内容で就業できる多様な案件を獲得することで成立する、採用、教育、営業の三位一体のビジネスモデルを採用しております。

沿革

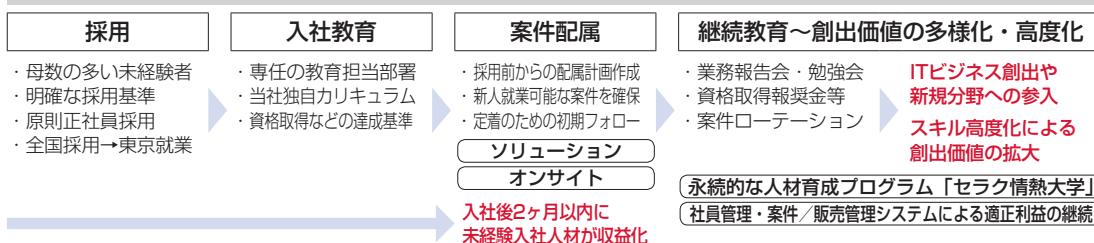


ビジネスモデル

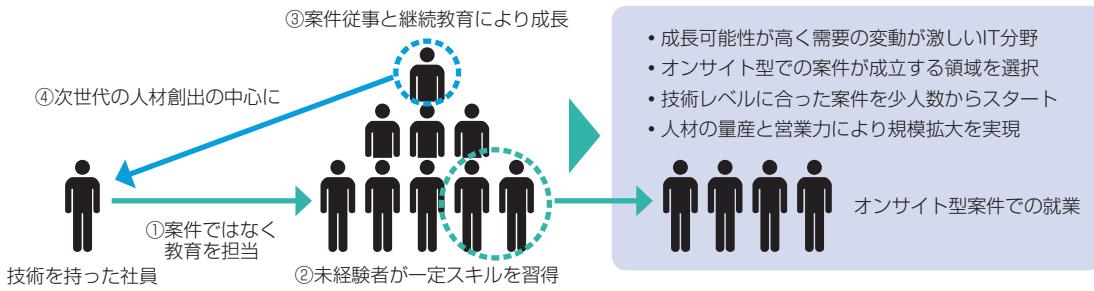
教育型IT人材創出企業

教育型IT人材創出企業とは、IT技術教育を通じて、社会のさまざまな問題を解決する人材を育成し、顧客や社会の発展に貢献する企業。

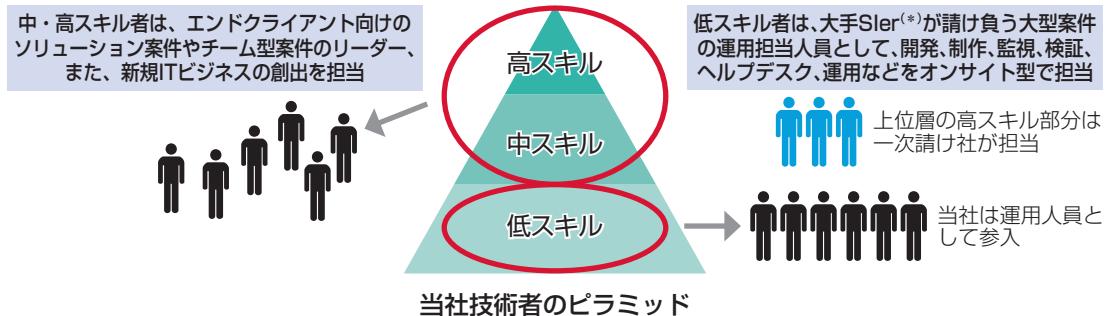
■IT人材創出モデルの確立



■少人数からスタートできる人材量産モデルと参入モデル



■ポジショニングの独自性



2. 事業の内容

ITインフラ事業

日常使用するパソコンの選定・設定の提案及び設定作業から、企業の情報資産漏洩を防ぐセキュリティ対策、大規模ネットワークの安定稼動を支える運用業務などを提供しています。

ウェブマーケティング コミュニケーション事業

コーポレートサイト^(*)、ECサイト^(*)、プロモーションサイト^(*)など、各種ウェブサイトのデザイン制作、運用等のサービスを提供しております。

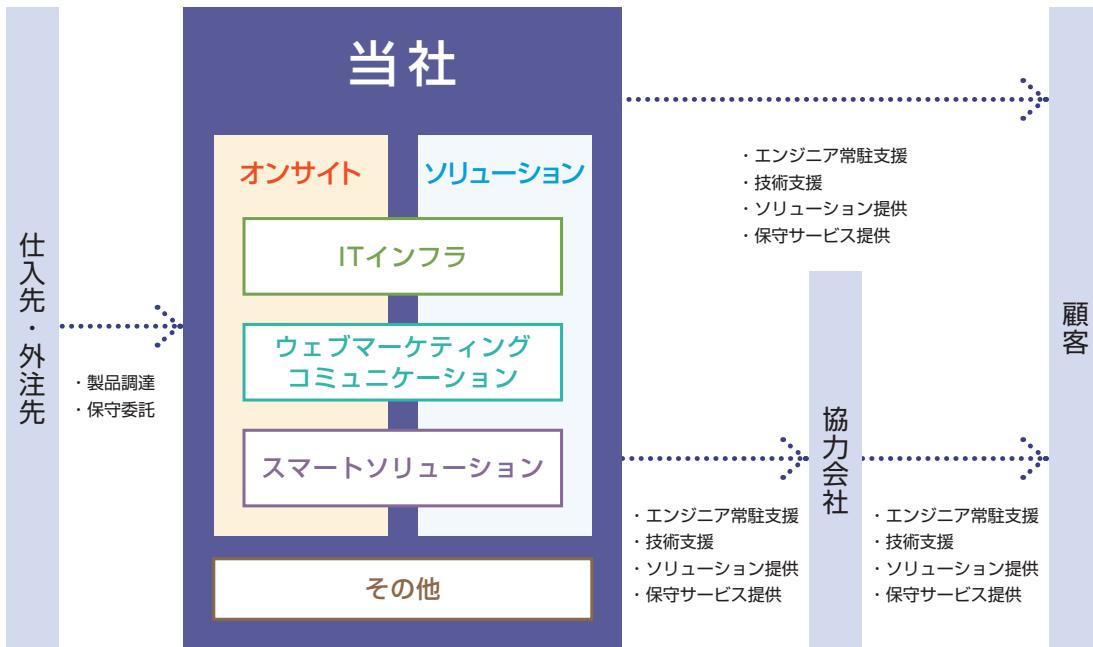
スマートソリューション 事業

ウェブや携帯電話上で利用するチケット発券システム顧客管理システム、問い合わせ管理システムといったウェブシステムを自社サイトで活用したいというクライアントに対して希望の要件を聞き取り、希望に合ったシステム開発を行います。

その他事業

自動車や家電などの機械設計や組込ソフトウェア開発及び通信インフラ分野における技術提供、施設芸農家向け環境モニタリングシステム「みどりクラウド」の販売およびサービス提供を行っております。

事業系統図



■ ITインフラ事業

ソリューションサービス

コンピュータ及びネットワークシステムの設計・構築・運用・保守までITシステムのライフサイクルのどのフェーズでもクライアントのニーズに合ったソリューションを提供します。

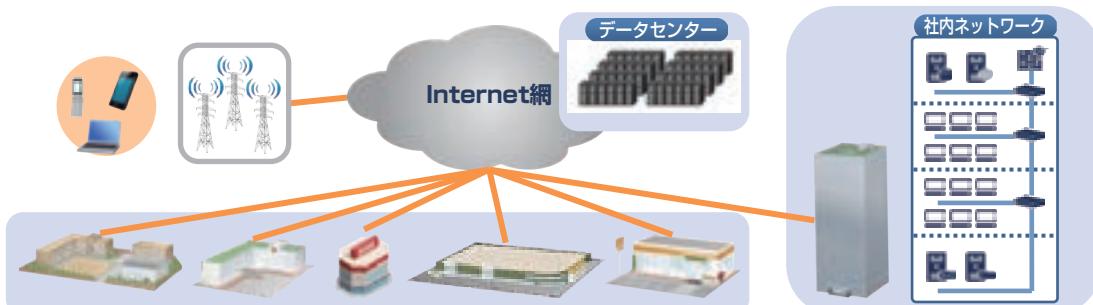
a. ネットワーク設計構築・運用

数名規模の零細企業から、ユーザー数が数万人規模の大企業の設計構築・障害対応、設定変更の運用を行っています。また、コンピュータウイルス対策やネットワークへの不正侵入・盗聴による情報漏えいなどを防ぐための高度なセキュリティ対策なども提供しています。

b. サーバ設計構築・運用

メールのやり取りに必要となるメールサーバやウェブサイトの表示に欠かせないウェブサーバ、社内のファイル共有で必要となるファイルサーバなど各種サーバの設計構築及び運用を行います。コスト削減・省電力化を実現するとして注目されるサーバの仮想化^(*)も行っています。

サービス概要イメージ：当社の技術領域が活用される場所



c. ITインフラ機器のリプレース

ITインフラ機器の入れ替えは企業にとって必須となります。当社では数台の小規模なリプレース作業から数千台規模の大規模な機器のリプレース作業まで、また、パソコンだけでなく、サーバやネットワーク機器などあらゆるITインフラ機器のリプレース対応が可能です。

オンサイトサービス

主に企業の情報システムやヘルプデスク部門、SIerに常駐し、クライアント社内や商用のネットワーク及びサーバの設計構築、運用保守業務を行います。

ITインフラの分野においては、24時間365日安定稼動させることが求められるため、運用保守業務では特に、高度な専門知識までは求められないまでも、技術マニュアルを読みこなした上での障害対応や設定変更などの運用技術力のあるエンジニアが必要となります。

♦ ウェブマーケティングコミュニケーション事業

ソリューションサービス

コーポレートサイト、ECサイト、プロモーションサイトなど、各種ウェブサイトのデザイン制作、運用等のサービスを提供しております。

a. ウェブサイト制作及びディレクション

コーポレートサイト、ECサイト、各種ウェブサイトのコンテンツ企画及びデザイン制作、ディレクション^(*)

b. ウェブサイト運用

ウェブサイトやメールマガジンなどの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新、ECサイトや付随する顧客データベース^(*)の構築・管理、メール配信、アクセス解析^(*)などを行うためのウェブシステムの運用

c. ネット広告運用

インターネット広告^(*)などオンラインプロモーションの企画、運営

オンサイトサービス

主に広告代理店やSIer、メーカーなど直接クライアント先に常駐しソリューションサービスと同様の業務を行います。また、クラウド型の顧客管理システム^(*)を導入しているクライアントに対しては、本システムを用いた営業支援、営業サポートを行うクラウドサポートサービスも行っております。現在、クラウド型顧客管理システムのサポートサービスを提供できる企業が日本に数社しかないと、本システムの導入企業が増えていることから、クラウドサポートサービスは今後の大いな伸びが期待できます。

■ スマートソリューション事業

ソリューションサービス

昨今のスマートフォンの普及に伴いスマートフォン向けアプリの需要も増えておりますが、当社ではスマートフォンの黎明期からスマートフォンアプリの研究開発に取り組んでおり、iPhone/Androidを問わず数多くのアプリ開発の実績を持ちます。また、設計・開発部門だけでなく検証^(*)専門の部門を有しております、より質の高いシステムを提供しています。

開発実績例

- キャンペーンサイト内の懸賞ゲーム制作
- 劇場サイト内のチケット発券システム
- 大手シティホテルの宿泊予約システム
- スマートフォン用無線LAN自動接続ツール
- 女性向けに特化した健康管理用アプリ

オンサイトサービス

システム開発は大規模になればなるほど開発に関わるエンジニアが多数必要となり、自社の社員だけでなく協力会社のエンジニアと共に開発する必要が生じます。また、ロースキルでも対応できる業務が比較的多いことから、求職者支援訓練校などで職業訓練を受けた未経験者を中心に全国で中途採用も積極的に行い、クライアントの要望にあったスキルのエンジニアをクライアント先に常駐させるサービスを行っております。

■ その他事業

スマートフォンを利用して植物の室内栽培の生育環境を管理する「スマート野菜工場」を、ハウス栽培用に改良し、これまでの生育環境を管理するだけでなく、取得した環境データを生産性の向上やコスト管理に応用できるシステム「みどりクラウド」を開発しています。

「みどりクラウド」サービス概要図



3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期 第2四半期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年2月
売上高 (千円)	1,930,406	2,092,539	3,021,753	3,876,674	5,340,246	3,005,261
経常利益 (千円)	80,513	82,210	146,675	252,887	321,258	247,090
当期 (四半期) 純利益 (千円)	42,134	51,269	78,324	145,765	212,572	162,315
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	64,965	64,965	64,965	64,965	92,465	92,465
発行済株式総数 (株)	1,293	1,293	1,293	25,860	30,860	30,860
純資産額 (千円)	336,064	381,257	454,151	548,801	770,406	913,355
総資産額 (千円)	717,600	772,182	1,161,021	1,376,840	1,905,127	2,035,709
1株当たり純資産額 (円)	257,784.06	292,735.92	349,111.52	232.56	270.42	—
1株当たり配当額 (円) (1株当たり中間配当額)	4,700 (—)	4,200 (—)	6,400 (—)	680 (—)	680 (—)	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	32,586.45	39,651.86	60,575.60	58.42	87.08	56.99
潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.5	49.0	38.9	39.7	40.4	44.9
自己資本利益率 (%)	13.3	14.4	18.9	29.2	32.3	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	14.4	10.6	10.6	11.6	7.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	176,439	157,287	145,064
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△54,014	△27,886	△14,060
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△138,413	129,475	△48,530
現金及び現金同等物の期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	432,786	692,804	774,421
従業員数 (名)	335	441	662	874	1,106	1,183

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 第24期から第26期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりますので記載しておりません。

7. 第27期及び第28期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第24期、第25期及び第26期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第29期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

8. 当社は、平成28年4月30日に普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は3,086,000株となっております。

9. 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純利益金額を算定しております。

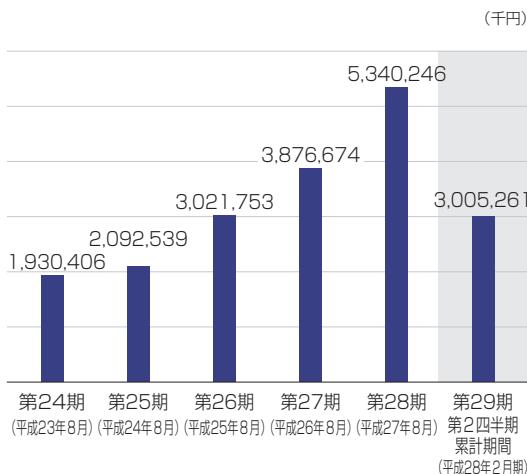
10. 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

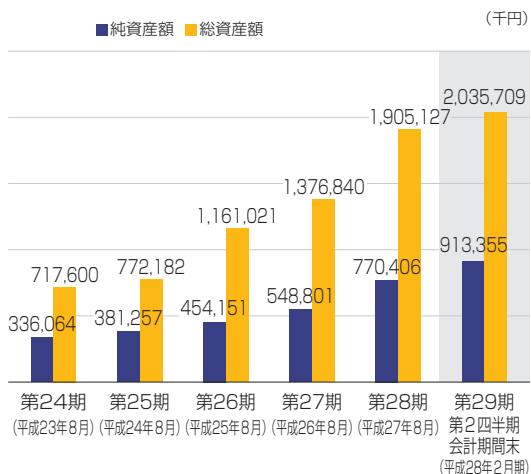
なお、第24期、第25期及び第26期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期 第2四半期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年2月
1株当たり純資産額 (円)	128.89	146.37	174.56	232.56	270.42	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	16.29	19.83	30.29	58.42	87.08	56.99
潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2.35 (—)	2.10 (—)	3.20 (—)	6.80 (—)	6.80 (—)	— (—)

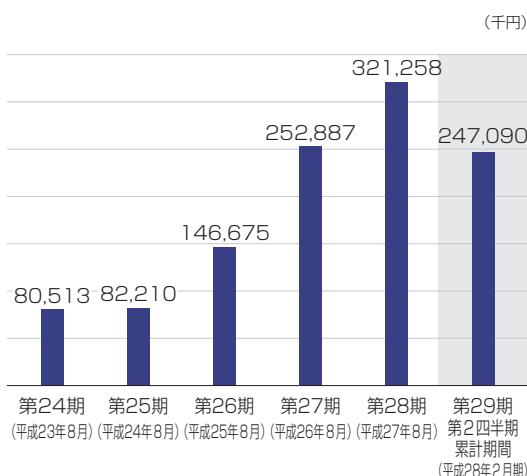
売上高



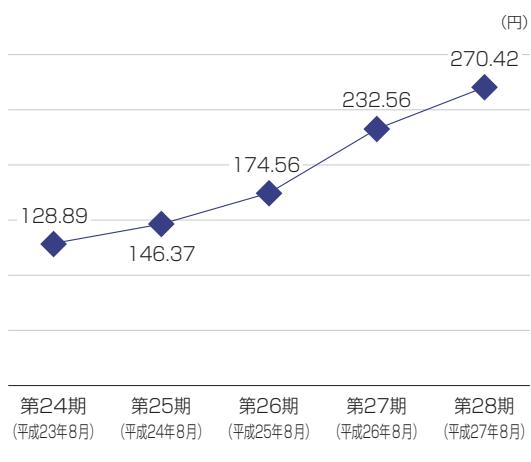
純資産額／総資産額



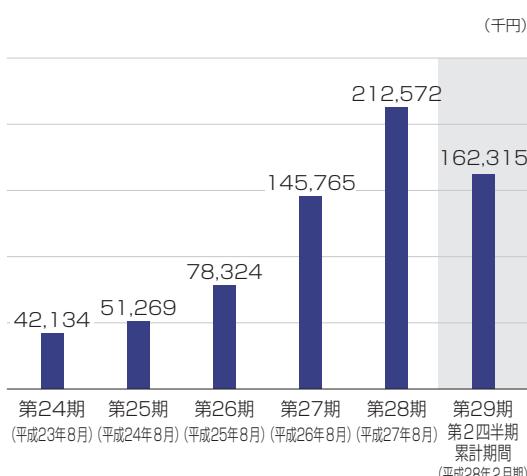
経常利益



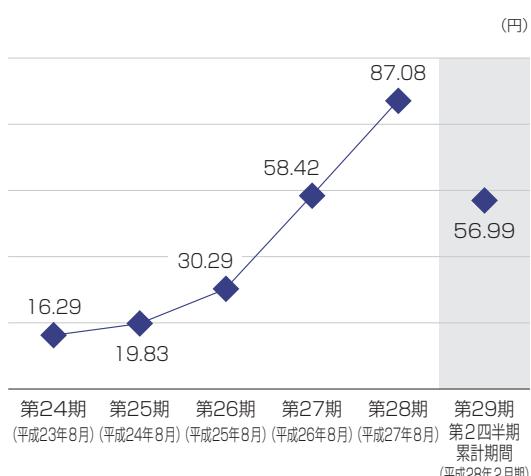
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33

	頁
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	41
3 【配当政策】	42
4 【株価の推移】	42
5 【役員の状況】	43
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5 【経理の状況】	49
1 【財務諸表等】	50
第6 【提出会社の株式事務の概要】	90
第7 【提出会社の参考情報】	91
1 【提出会社の親会社等の情報】	91
2 【その他の参考情報】	91
第四部 【株式公開情報】	92
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	92
第2 【第三者割当等の概況】	94
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	94
2 【取得者の概況】	96
3 【取得者の株式等の移動状況】	98
第3 【株主の状況】	99
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年5月26日	
【会社名】	株式会社セラク	
【英訳名】	S E R A K U C o . , L t d .	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮崎 龍己	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	
【電話番号】	03-3227-2321 (代表)	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営管理本部長 宮崎 浩美	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	
【電話番号】	03-3227-2321 (代表)	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営管理本部長 宮崎 浩美	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	469,336,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	554,880,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	166,056,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	406,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年5月26日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数は、平成28年5月26日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数168,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数238,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。発行数については、平成28年6月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 本募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、122,100株を上限として、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である宮崎 龍己(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- これに関連して、当社は、平成28年5月26日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式122,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに際してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年6月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年6月15日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	168,000	194,208,000
	自己株式の処分	238,000	275,128,000
計(総発行株式)	406,000	469,336,000	105,100,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年5月26日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年6月23日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,360円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は552,160,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年6月24日(金) 至 平成28年6月29日(水)	未定 (注) 4	平成28年6月30日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年6月15日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年6月23日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年6月15日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年6月23日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成28年6月23日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年7月1日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年6月16日から平成28年6月22日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿通支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年6月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	未定	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	406,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年6月15日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年6月23日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
507,987,200	7,250,000	500,737,200

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,360円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額500,737千円及び「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限152,236千円については、以下の使途に充当する予定であります。

- ① ITインフラ受託業務の受託能力増強に係るサーバ等機器の設備資金として75,000千円（平成29年8月期：75,000千円）
- ② データセンターに係るサーバ等機器の設備資金として20,000千円（平成29年8月期：20,000千円）
- ③ 研究開発（みどりクラウド開発、IoT関連システム開発費用）に係る費用等として120,000千円（平成29年8月期：70,000千円、平成30年8月期：50,000千円）
- ④ 自社WEB開発に係るソフトウェア投資として50,000千円（平成28年8月期：20,000千円、平成29年8月期：30,000千円）
- ⑤ 自社製品の広告・展示会等への出展のための販売促進費として30,000千円（平成29年8月期：30,000千円）
- ⑥ 人員増に伴う研修設備増強や事務所スペース拡張に伴う本社増床費用等として設備造作70,000千円、保証金82,000千円、移転費用15,000千円、合計167,000千円（平成29年8月期：147,000千円、平成30年8月期：20,000千円）
- ⑦ 事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費として100,000千円（平成28年8月期に20,000千円、平成29年8月期：80,000千円）
- ⑧ 教育研修設備更新（機材・ソフトウェアなど、CAD含む）資金として15,000千円（平成28年8月期：10,000千円、平成29年8月期：5,000千円）
- ⑨ 支店開設資金として3,000千円（平成29年8月期：3,000千円）

なお、残額については平成30年8月期の採用活動費の一部として充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年6月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち入札による 売出し	—	—	—
一 入札方式のうち入札に よらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	408,000	554,880,000	埼玉県戸田市 宮崎 龍己 352,000株 東京都練馬区 宮崎 浩美 56,000株
計(総売出株式)	—	408,000	554,880,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、122,100株を上限として、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,360円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 6月24日(金) 至 平成28年 6月29日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年6月23日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	122,100	166,056,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	122,100	166,056,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しが行われる際の手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,360円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

- ① 【入札による売出し】
該当事項はありません。

- ② 【入札によらない売出し】
該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定(注)1	自 平成28年6月24日(金)至 平成28年6月29日(水)	100	未定(注)1	S M B C 日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しが必要な条件については、売出価格決定日(平成28年6月23日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、122,100株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年7月29日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年7月29日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年6月23日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C 日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年5月26日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 122,100株
(2)	払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成28年8月3日 (水)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行及び自己株式の処分における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成28年6月23日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である宮崎龍己、売出人である宮崎浩美、当社株主である株式会社宮崎、宮崎仁美、宮崎ひかる及び宮崎あゆみ、当社新株予約権者かつ当社役員である小関智春及び吉本寿樹並びに当社新株予約権者である静永文孝、米谷信吾、竹野健太郎、佐野勝志、清水宏樹、持田宏平、曾根慎一、黒井寛、寺岡雅己、早川咲也子、徳永健次、森田晋一良、平田益久、河部幸子、安部敏宏、津田明子、平沢直樹、金澤国昭、中島匡一、森山実、志水靖、中野智、大槻岳、道輪太一、源直宏、米田憲司、杉本憲亮、福井啓介、長谷川新、竹内友里、五十嵐哲平、田村和也、小野哲正、佐野忠範、濱野知洋、佐藤充、角田将吾、藤澤洋平、小宮貴啓、高井新平、阪口裕基、林晋佑、本間陽介、五十嵐ひかり及び小島朋未は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年12月27日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に關わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに關し、株式会社セラクとの間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
売上高 (千円)	1,930,406	2,092,539	3,021,753	3,876,674	5,340,246
経常利益 (千円)	80,513	82,210	146,675	252,887	321,258
当期純利益 (千円)	42,134	51,269	78,324	145,765	212,572
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	64,965	64,965	64,965	64,965	92,465
発行済株式総数 (株)	1,293	1,293	1,293	25,860	30,860
純資産額 (千円)	336,064	381,257	454,151	548,801	770,406
総資産額 (千円)	717,600	772,182	1,161,021	1,376,840	1,905,127
1株当たり純資産額 (円)	257,784.06	292,735.92	349,111.52	232.56	270.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	4,700 (—)	4,200 (—)	6,400 (—)	680 (—)	680 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	32,586.45	39,651.86	60,575.60	58.42	87.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.5	49.0	38.9	39.7	40.4
自己資本利益率 (%)	13.3	14.4	18.9	29.2	32.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	14.4	10.6	10.6	11.6	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	176,439	157,287
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△54,014	△27,886
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△138,413	129,475
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	432,786	692,804
従業員数 (名)	335	441	662	874	1,106

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
 3. 第24期から第26期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。
 5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
 7. 第27期及び第28期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第24期、第25期及び第26期の財務諸表については、監査を受けておりません。
 8. 当社は、平成28年4月30日に普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は3,086,000株となっております。
 9. 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 10. 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第24期、第25期及び第26期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
1株当たり純資産額 (円)	128.89	146.37	174.56	232.56	270.42
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.29	19.83	30.29	58.42	87.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2.35 (-)	2.10 (-)	3.20 (-)	6.80 (-)	6.80 (-)

2 【沿革】

年月	概要
昭和62年12月	東京都豊島区に当社設立
平成3年1月	テレマーケティング代行サービス業務を開始
平成6年11月	パソコンネットワーク「サンネット」を埼玉県大宮市（現・さいたま市）に開設
平成7年10月	インターネット事業部（現・ウェブマーケティングコミュニケーション事業部）を開設し、コンテンツ制作業務を開始
平成9年4月	インターネット事業部にてシステム開発業務へ本格参入
平成13年7月	業務拡張の為、本社を東京都新宿区に移転
平成14年9月	ネットワークソリューション事業部（現・ITインフラ事業部）を開設
平成16年11月	札幌支社を開設
平成18年1月	大阪支社を開設
平成18年5月	福岡支社を開設
平成19年11月	本社においてISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）取得
平成20年9月	システムソリューション事業部（現・スマートソリューション事業部）を開設
平成20年11月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を開設
平成21年5月	AndroidやiPhone向けアプリの各種リリースを開始
平成22年10月	How to動画専門C to Cマーケットサイトcomoco.tvサイトを公開
平成23年7月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を西新宿本社9階へ増床・移転
平成23年7月	Androidを組込んだ鏡型情報端末「スマート洗面台」を発表
平成23年9月	中国遼寧省瀋陽市に海外子会社「世科信息技術（瀋陽）有限公司」を設立
平成24年4月	札幌ウェブオペレーションセンターを設立
平成24年8月	中小企業のIT活用を総合的に支援する「IT侍」をリリース
平成25年1月	iPhone向けゲームアプリ「元祖天ぷら侍」をリリース
平成25年5月	Androidを使った近未来型家庭菜園「スマート野菜工場」を発表
平成25年9月	移動通信インフラサービス部（現・通信・ハードウェア部）を開設
平成26年5月	名古屋支社を開設
平成26年6月	大阪支社を増床・移転
平成26年7月	横浜支社を開設
平成26年9月	刈谷支店を開設
平成26年10月	低価格施設園芸向けモニタリングシステム「みどりクラウド」を発表
平成27年6月	資本金92,465千円に増資
平成27年7月	ITインフラ事業部がISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）取得

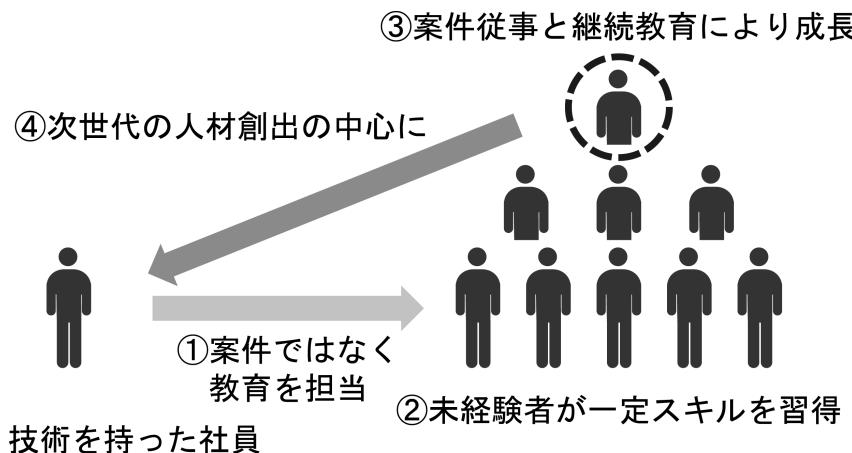
3 【事業の内容】

当社は、『IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する』との経営方針のもとに、インターネットを通じた、ITインフラ、ウェブマーケティングコミュニケーション、スマートソリューションの3つのソリューションを提供する事業を行っております。

当社の提供するサービスは主に、企業が抱えるIT及びインターネットを用いた問題解決策の提案及びその実現を行う「ソリューションサービス（*1）」が中心でしたが、直接クライアント先で技術提供を行う「オンサイトサービス（*2）」のニーズの増加に伴い、それぞれの事業において当社独自の採用、営業、教育体系によりその時代のニーズに合わせたIT人材を創出することで、「ソリューションサービス」と「オンサイトサービス」の2つの形態で業務を拡大しております。

当社は、就業意欲が高いIT業界未経験者を中心とした採用を行っております。正社員雇用を前提とした採用を行うことで安定的に人員を確保し、資格取得などの達成基準を設けると共に、技術力のあるエンジニアの一部を個別の案件に割り当てるのではなく、社員の教育担当とする当社独自の教育プログラムにより未経験であっても入社から約二ヶ月の研修でITエンジニアとしての就業を可能としております。また、各部門の事業活動及び新商品開発から得られた技術やノウハウを蓄積している教育プログラムを「セラク情熱大学」として就業後においても継続的に提供することで、永続的な技術力向上を図っております。一方で、当社の人材育成力を強みとした営業活動を積極的に展開することにより多様な案件を獲得しており、対応可能な事業領域を拡大しております。このような採用、教育、営業の三位一体のビジネスモデルを採用することにより、就業時から段階的にその時のスキルに合った業務内容で就業できる体制を整備しております。

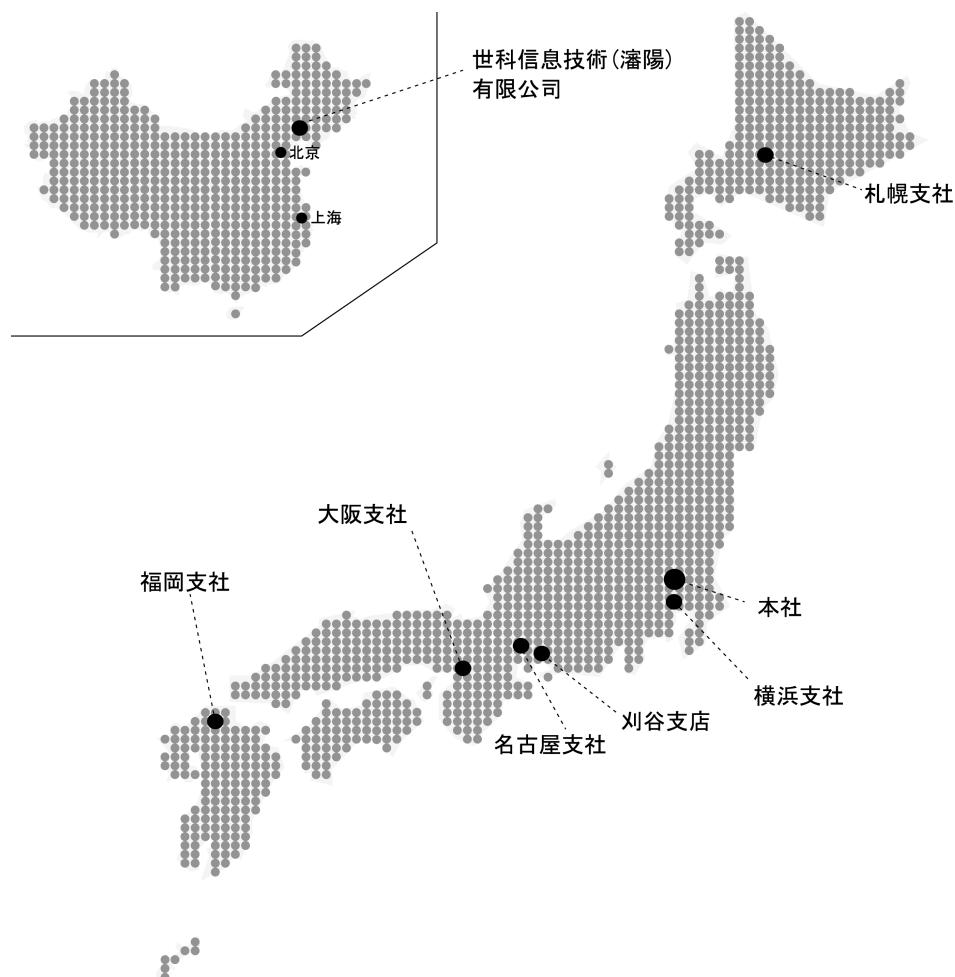
＜当社の教育型人材創出モデルのイメージ＞



この教育型人材創出モデルの特徴は次のとおりです。

- a. 大量採用を行いやすい未経験者でも早期に就業が可能です。
- b. 大手SIer（*3）が請け負う大型案件では、コストが合わないため求められるスキルレベルが低い業務へ自社の人員を割り当てず、外部調達することが一般的な運用担当人員として、経験の浅い当社エンジニアを供給しています。
- c. 一定程度のスキルを身に着けたエンジニアは、エンドクライアント向けのソリューション案件やチーム型案件のリーダー、あるいは、当社における新規ITビジネスの創出を担当させることができます。

また、下記の事業拠点をベースに日本全国で事業活動、採用活動を展開しております。



当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) ITインフラ事業

日常使用するパソコンの選定・設定の提案及び設定作業から、企業の情報資産漏洩を防ぐセキュリティ対策、大規模ネットワークの安定稼動を支える運用業務などを提供しています。

① ITインフラ事業におけるソリューションサービス

コンピュータ及びネットワークシステムの設計・構築・運用・保守までITシステムのライフサイクルのどのフェーズでもクライアントのニーズに合ったソリューションを提供します。

a. ネットワーク設計構築・運用

ユーザー数が、数名規模の零細企業から、数万人規模の大企業の設計構築・障害対応、設定変更の運用を行っています。また、コンピュータウィルス対策やネットワークへの不正侵入・盗聴による情報漏えいなどを防ぐための高度なセキュリティ対策なども提供しています。

b. サーバ設計構築・運用

メールのやり取りに必要となるメールサーバやウェブサイトの表示に欠かせないウェブサーバ、社内のファイル共有で必要となるファイルサーバなど各種サーバの設計構築及び運用を行います。また、コスト削減・省電力化を実現するとして注目されるサーバの仮想化（*4）は当社の得意分野であり、仮想化技術のベンダー認定資格取得者を70名以上有しています。

c. ITインフラ機器のリプレース

パソコンやサーバ、ネットワーク機器などのITインフラに関する機器にはメーカー保証が定められていることや、ユーザー数の最も多いOSのWindowsが数年間隔で新しいバージョンがリリースされ旧バージョンのサポートが終了することから、ITインフラ機器の入れ替えは企業にとって必須となります。当社では数台の小規模なリプレース作業から数千台規模の大規模な機器のリプレース作業まで、また、パソコンだけでなく、サーバやネットワーク機器などあらゆるITインフラ機器のリプレース対応が可能です。

② ITインフラ事業におけるオンサイトサービス

主に企業の情報システムやヘルプデスク部門、SIerに常駐し、クライアント社内や商用のネットワーク及びサーバの設計構築、運用保守業務を行います。

ITインフラの分野においては、24時間365日安定稼動させることが求められるため、運用保守業務では特に、高度な専門知識までは求められないまでも、技術マニュアルを読みこなした上での障害対応や設定変更などの運用技術力のあるエンジニアが必要となります。

採用については、全国の各支社にて行っており、現地就業だけではなく、東京で数年間経験を積んだ後Uターンして地元に貢献できるエンジニアの採用も広く行っております。

当サービスにおいては、業務の性質上多人数のチーム体制によってサービスを提供することが多いことと最も早く事業拡大に着手したことから、当社において最も社員数の多い主力サービスとなっております。

(2) ウェブマーケティングコミュニケーション事業

コーポレートサイト（*5）、ECサイト（*6）、プロモーションサイト（*7）など、各種ウェブサイトのデザイン制作、運用等のサービスを提供しております。

①ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるソリューションサービス

クライアントから直接依頼があった以下のような案件を社内で制作しております。

a. ウェブサイト制作及びディレクション（*8）

コーポレートサイト、ECサイト、各種ウェブサイトのコンテンツ企画及びデザイン制作、ディレクション

b. ウェブサイト運用

ウェブサイトやメールマガジンなどの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新、ECサイトや付随する顧客データベース（*9）の構築・管理、メール配信、アクセス解析（*10）などを行うためのウェブシステムの運用

c. ネット広告運用

インターネット広告（*11）などオンラインプロモーションの企画、運営

②ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるオンサイトサービス

主に広告代理店やSIer、メーカーなど直接クライアント先に常駐し上記①a. ~ c. の業務を行います。また、クラウド型の顧客管理システムを導入しているクライアントに対しては、本システムを用いた営業支援、営業サポートを行うクラウドサポートサービスも行っております。現在、クラウド型顧客管理システム（*12）のサポートサービスを提供できる企業が日本に数社しかないと、本システムの導入企業が増えていることから、クラウドサポートサービスは今後の大きな伸びが期待できます。

(3) スマートソリューション事業

ウェブや携帯電話上で利用するチケット発券システム顧客管理システム、問い合わせ管理システムといったウェブシステムを自社サイトで活用したいというクライアントに対して希望の要件を聞き取り、希望に合ったシステム開発を行います。

①スマートソリューション事業におけるソリューションサービス

昨今のスマートフォンの普及に伴いスマートフォン向けアプリの需要も増えておりますが、当社ではスマートフォンの黎明期からスマートフォンアプリの研究開発に取り組んでおり、iPhone/Androidを問わず数多くのアプリ開発の実績を持ちます。また、設計・開発部門だけでなく検証（*13）専門の部門を有しております、より質の高いシステムを提供しています。

開発実績例：

- ・キャンペーンサイト内の懸賞ゲーム制作
- ・劇場サイト内のチケット発券システム
- ・大手シティホテルの宿泊予約システム
- ・スマートフォン用無線LAN自動接続ツール
- ・女性向けに特化した健康管理用アプリ
- ・キャラクターカレンダーアプリ

これらのノウハウをクライアントに提供するだけでなく自社サービスにも利用し、動画プロモーションサイトやデコレーションメールアプリ、ゲームアプリなどの開発実績も有しています。

②スマートソリューション事業におけるオンサイトサービス

システム開発は大規模になればなるほど開発に関わるエンジニアが多数必要となり、自社の社員だけでなく協力会社のエンジニアと共に開発する必要があります。また、ロースキルでも対応できる業務が比較的多いことから、求職者支援訓練校などで職業訓練を受けた未経験者を中心に全国で中途採用も積極的に行い、クライアントの要望にあったスキルのエンジニアをクライアント先に常駐させるサービスを行っております。

業務内容としては、比較的大規模な、ウェブシステムやスマートフォン用アプリ、Java（注）を用いた業務系システムやコンシューマー向けゲーム開発や検証業務なども行っております。オンサイトサービスは、ソリューションサービスでは経験を積めない案件に携わることが多いため、オンサイトサービスで習得したノウハウをソリューションサービスに還元し、ソリューションサービスのスキル向上にも繋げ、自社サービスの品質向上及びサービス拡大を図っています。

（注）Javaとは、業務システム開発において使用されることが多いプログラミング言語。Android上でのアプリ開発でも使用される。

(4) その他事業

その他事業には、通信・ハードウェア分野のオンライン事業と、IoT（注）分野での新サービスである「みどりクラウド」が含まれております。また、当社の関係会社である世科信息技术（瀋陽）有限公司は、中国国内においてシステム開発を行っておりますが、非連結子会社であるため、事業内容の記載を省略しております。

① 通信・ハードウェア分野におけるオンラインサービス

主に京浜地域・中京地域を中心に移動体通信事業者向けの技術提供や、自動車・家電業界向けの機械設計・組込ソフトウェア開発を行っております。

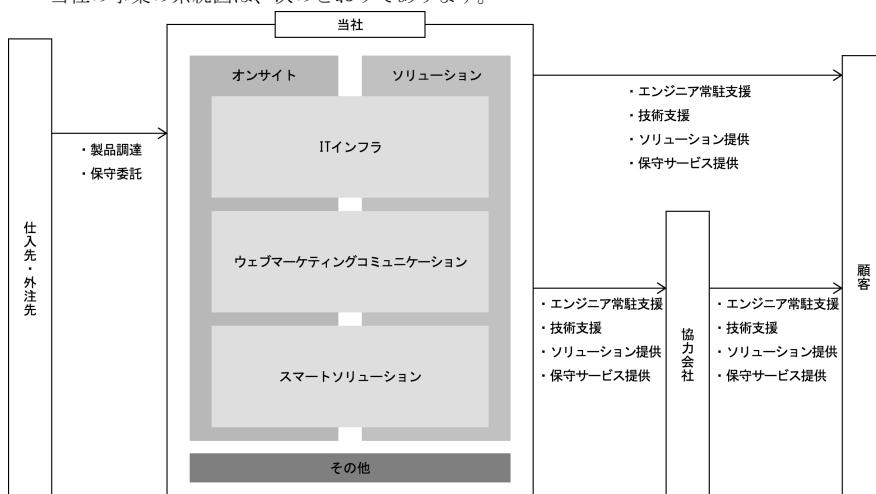
② IoTサービス「みどりクラウド」

施設園芸農家向けに、ハードウェアとクラウドサービスで構成される環境モニタリングシステム「みどりクラウド」の販売及びサービス提供を行っております。

（注）IoTとは、Internet of Thingsの略。全てのモノがインターネットに繋がる、という概念を示しており、様々な機器がインターネットを通じてデータを送受信することにより、様々なモノの制御や監視に役立つと考えられている。

〔事業系統図〕

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。



<用語解説>

番号	用語	意味・内容
*1	ソリューションサービス	主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*2	オンサイトサービス	主に派遣契約及びチーム体制における客先での作業を前提とした請負契約において、技術者の時間稼働もしくは成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*3	SIer	情報システムの開発において、コンサルティングから設計、開発、運用までを一括で請負う企業のこと。
*4	サーバの仮想化	1台のサーバ（物理サーバ）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組みのこと。それぞれの仮想サーバではOSやアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができます。
*5	コーポレートサイト	企業が自社の企業情報や製品・サービス情報、採用情報、投資家向け情報などを総合的に掲載する、会社紹介用のウェブサイトのこと。
*6	ECサイト	企業が自社の商品を直接消費者に販売するための機能を持ったウェブサイトのこと。
*7	プロモーションサイト	企業が主に自社の商品・サービスの宣伝のために作成するウェブサイトのこと。
*8	ディレクション	ウェブサイトの構築や運用において、コンテンツ内容の企画や設計などの専門的業務やスケジュール管理、各関係者との連絡・調整業務などの進行管理業務のこと。
*9	顧客データベース	主にECサイトなどで使われる、顧客の名前、住所、電話番号などの基本情報や、購入履歴、対応履歴などの拡張情報を格納するデータベースのこと。
*10	アクセス解析	ウェブサイトのユーザーがどのページをどのくらいの時間閲覧したか、どのページにどのくらいの閲覧数があったか等のアクセス状況を数値化・可視化してウェブサイトの問題点や改善点を抽出する分析手法のこと。
*11	インターネット広告	バナー掲載や検索ワードに連動して広告を表示させる検索連動型広告など、企業が自社のウェブサイト以外で自社ブランドや商品・サービスをプロモーションするための広告のこと。
*12	クラウド型の顧客管理システム	クラウド環境上で、自社の取引先の情報や、商談、商品、過去の購入履歴などを顧客の業態・業務内容ごとにカスタマイズして構築するサービスのこと。
*13	検証	構築したシステムやアプリが設計した通りに動作するか、想定外の操作を行った時に正しくエラー処理を行うか等の動作チェックを網羅的に行うこと。

4 【関係会社の状況】

当社は、海外に子会社1社を有しておりますが、非連結子会社であるため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,215	30.3	2.7	3,494

セグメントの名称	従業員数(名)
I T インフラ事業	663
ウェブマーケティングコミュニケーション事業	185
スマートソリューション事業	257
その他	55
全社(共通)	55
合計	1,215

- (注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。
2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない経営管理部門等に所属しているものであります。
5. 従業員数が最近1年間で97名増加しましたのは、主として業容の拡大に伴い定期採用者及び期中採用者が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべきことはありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、海外景気の懸念材料があるものの、国内においては金融緩和や各種経済対策を背景に、企業収益や雇用環境の改善、設備投資の増加などにより、緩やかな回復基調で推移しました。

当社が主な市場とする情報サービス産業におきましては、昨年度に引き続き企業収益の回復を背景としたIT投資が堅調に推移しております。特に国内のクラウドサービス関連のITサービス市場規模は、平成26年には3,831億円でしたが、今後も引き続き高い成長を継続し、平成31年には平成26年の3.1倍の1兆1,879億円まで拡大すると予想されております。（出所：IT専門調査会社IDC Japan株式会社 平成27年7月14日 プレスリリース）。また、モバイルコンテンツ市場においても、フィーチャーフォン市場のシェアが大きく減少する一方、スマートフォン市場はソーシャルゲームや音楽をはじめとしたコンテンツだけでなく、通販やサービスを中心としたeコマース市場も平成26年度の12.6兆円から平成33年度には倍増し、25.6兆円に達する見込みであり、高い伸びを示しております。（出所：株式会社野村総合研究所 平成27年11月25日 ニュースリリース）。更に今後は、マイナンバー制度の対応や、サイバーセキュリティリスクへの対応が求められており、エンジニアに対するニーズは継続して増加することが予想されております。

このような情勢の中、当社の売上高は5,340,246千円（前期比37.8%増）、営業利益は309,973千円（前期比26.0%増）、経常利益は321,258千円（前期比27.0%増）、当期純利益は212,572千円（前期比45.8%増）となりました。

なお、事業分野別のセグメント概況は、以下のとおりであります。

① ITインフラ事業

ITインフラ事業においては、IT人材市場の高騰を背景とした技術者単価増や、官公庁における競争入札への取組みを始めたことが好調な売上に寄与しました。

また、一部では技術者不足による機会損失も発生したものの、製造業のIT投資拡大に伴い、ネットワークやITインフラの構築・運用サービス業務は引き続き高い稼働率を維持しました。更には、大阪及び名古屋地区での事業所の本格稼動にともない事業拡大も実現することが出来ました。

これらの結果、当セグメントの売上高は3,095,502千円（前期比26.3%増）、セグメント利益は324,314千円（前期比18.2%増）となりました。

② ウェブマーケティングコミュニケーション事業

ウェブマーケティングコミュニケーション事業においては、B to C企業におけるウェブ制作・マーケティングに対するニーズ増加を背景に、採用活動への注力による体制の拡大と新規クライアントの開拓に取り組んだことが好調な売上に寄与しました。

また、既存クライアントである大手広告代理店やSIer、大手印刷会社等からの安定的な発注増があったことや、ウェブと関連性の深い成長分野であるCRM（注）導入・運営支援において独自性の高いサービスを展開することにより高い稼働率を維持しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は712,330千円（前期比38.4%増）、セグメント利益は52,972千円（前期比97.1%増）となりました。

（注）CRMとは、売上・利益に貢献する優良客を増やしてビジネスを成功に導く顧客志向のマネジメント手法のこと。

③ スマートソリューション事業

スマートソリューション事業においては、マイナンバー制度をはじめとする大型プロジェクトの集中に伴い、IT市場において技術者が不足する中、積極的な未経験者の採用と教育によって技術者の確保に取り組んで参りました。さらに、当社のエンジニア教育制度の刷新を行うことで、研修期間の短縮と技術水準のベースアップを図り、生産体制の強化・利益率の改善を実現いたしました。

また、以前から取り組んで参りました顧客開拓により、大規模なシステム開発案件及び先進的なスマートフォンアプリ開発案件を受注し、期を通して高い稼働率を維持することができました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,179,661千円（前期比40.6%増）、セグメント利益は118,377千円（前期比26.7%増）となりました。

④ その他事業

その他事業においては、自動車や家電などの機械設計や組込ソフトウェア開発及び通信インフラ分野における技術提供などを中心としたサービスを行っております。

通信インフラ分野においては、エンジニアの人員不足による採算割れ及び移動体通信事業者の設備投資抑制の影響により売上が減少した一方で、機械設計や組込ソフトウェア開発の分野においては、自動車業界のエコカー等の開発比重の高まりにより、エンジニアの要請が引き続き堅調に推移いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は352,752千円（前期比384.6%増）、セグメント損失は92,854千円（前期はセグメント損失70,589千円）となりました。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、平成28年1月末に導入された日本銀行によるマイナス金利政策が実施されたことが金融機関の景況感に影響を与えたほか、建設需要の低迷で関連する鋼材生産が大きく悪化するなど、国内景気は全国的に悪化しております。今後の景気も引き続き低水準で推移することが予想されます。

このような情勢の中、当社ではエンジニアの採用が期初の予想を下回ったものの、エンジニア1人あたりの売上及び稼働率が上昇したことにより、当第2四半期累計期間における売上高は、3,005,261千円、営業利益は242,997千円、経常利益は247,090千円、四半期純利益は162,315千円になりました。

事業分野別のセグメント概況は、以下の通りであります。

① ITインフラ事業

ITインフラ事業においては依然としてエンジニアの不足感が強い市場を背景に、オンラインサービスにおける既存案件の深耕（人員増及び単価向上）を図りました。一方、ソリューションサービスにおいては、官公庁より大型案件を受注したことが売上拡大に繋がりました。また、中長期に渡り顧客ニーズに対応することを目的としたエンジニア向けスキルアップ研修の拡充に努めました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,764,325千円、セグメント利益は199,132千円となりました。

② ウェブマーケティングコミュニケーション事業

ウェブマーケティングコミュニケーション事業においては、顧客の繁忙期である年度末であることからオンライン型案件の人員ニーズへの対応により案件開拓が堅調に進んでおり、採用活動への注力による体制拡大が堅調に推移していることが売上に寄与しました。また、新年度以降も継続する安定的なウェブサイト運用プロジェクトの比率が依然高い状態で推移していることや、CRM導入分野においてもニーズが拡大していることにより高い稼働率を維持しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は432,827千円、セグメント利益は54,784千円となりました。

③ スマートソリューション事業

スマートソリューション事業においては、顧客の年度末に向けた開発業務の追い込みにより、これまで以上にエンジニアが不足している状況が顕著であり、エンジニアの稼働率の高い状態を維持することができたことで、売上・経常利益に寄与しました。一方で、スマートフォンアプリ開発については受注が低迷しているため、自社サービスにおいて実績があり、今後、市場の高まりが予想されているIoT分野での開発案件に関する営業活動を開始しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は659,169千円、セグメント利益は65,133千円となりました。

④ その他事業

その他事業においては、自動車や家電などの機械設計や組込ソフトウェア開発の分野における技術提供、施設園芸農家向け環境モニタリングシステム「みどりクラウド」の販売及びサービス提供を行っております。

機械設計や組込開発案件はエンジニア採用が予想を下回ったものの、経験者の需要は高い状態で推移しております。「みどりクラウド」においては、全国農家への導入が順調に進んでおります。また、「みどりクラウド」の技術をベースにIoTプラットフォームのサービス化も進んでおります。

これらの結果、当セグメントの売上高は148,938千円、セグメント損失は1,015千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、前事業年度末に比べ260,018千円増加し、692,804千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、157,287千円（前期比19,151千円の減）となりました。

主な要因は、売上債権の増加247,372千円、法人税等の支払148,624千円による減少が生じたものの、税引前当期純利益314,121千円の計上及び賞与引当金の増加57,825千円、未払金の増加51,949千円、未払消費税等の増加97,334千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、27,886千円（前期比26,128千円の減）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出21,187千円、無形固定資産の取得による支出25,602千円、保険積立金の払戻しによる収入16,508千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、129,475千円（前事業年度は138,413千円の支出）となりました。

主な要因は、長期借入れによる収入200,000千円、長期借入金の返済による支出71,221千円、株式の発行による収入25,000千円、配当金の支払額15,966千円によるものであります。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は774,421千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、145,064千円となりました。

主な要因は、未払消費税等の減少111,844千円、法人税等の支払額62,567千円による減少が生じたものの、税引前四半期純利益247,090千円の計上、賞与引当金の増加36,624千円及び未払金の増加32,288千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、14,060千円となりました。

主な要因は、定期預金の払戻による収入5,254千円、無形固定資産の取得による支出14,340千円、敷金・保証金の取得による支出3,475千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、48,530千円となりました。

主な要因は、長期借入れによる収入400,000千円、長期借入金の返済による支出429,164千円、配当金の支払額19,366千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は受注生産を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注生産の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社は受注開発を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注開発の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第28期事業年度及び第29期第2四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第28期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		第29期第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	
ITインフラ事業	3,095,502	126.3	1,764,325
ウェブマーケティングコミュニケーション事業	712,330	138.4	432,827
スマートソリューション事業	1,179,661	140.6	659,169
その他	352,752	484.6	148,938
合計	5,340,246	137.8	3,005,261

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2事業年度及び第29期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

現在の我が国の経済は、リストラ等の進展により企業業績は回復しつつあるものの、依然として先行きに不透明感があり本格的な景気回復とは言い難い状況が続いております。そこで、当社といたしましては、将来の業績については技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡にかかっており、これを実現するために優秀な人材の確保育成、営業の強化、新規事業の開発、企業の社会的責任への取組について、バランスを取りながら永続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社は、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

(1) 優秀な人材の確保、育成

当社は、顧客企業に常駐させる人材を自社で確保、教育研修した者に限ることで、一定以上のスキル、マナーを備えた人材を早急に常駐させられることを営業上の強みとしております。

そのため当社では、現在の採用、研修制度をさらに発展させ、採用から研修、モチベーション維持のための計画的かつ体系的なシステムの構築、運用に取り組んでまいります。

(2) 営業の強化

優秀なエンジニアの育成には、稼働人員数の増加や稼働率の維持向上のための受注量の確保はもちろん、エンジニアのキャリアアップの選択肢を広げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社では、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備を行ってまいります。また、顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の情報共有や連携強化についても取り組んでまいります。

(3) 新規事業の開発

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発が重要と考えております。

当事業年度におきましては、既存事業でのノウハウを活かせる成長分野に投資すべく、マーケティング、研究開発に継続的に取り組んでおります。引き続き新規事業を発展させ、本社は資金・管理・人材面から支援するなど、新規事業の創出を強化してまいります。

(4) 企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の一つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

① 企業統治に係る責任の自覚

当社は、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

② 企業モラルの堅持

当社は、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、IS027001 (ISMS) を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び定期的に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境の変化に伴う当社の優位性低下

当社は、IT技術を中核とし、他領域へ事業を水平展開することでドメインの拡大を図り、各事業領域では、オンライン型、ソリューション型の技術支援に加え独自の新商品サービスを展開し技術の高度化を図ってまいりました。しかしながら、事業環境の変化に十分な対応ができなかった場合、若しくは、顧客のニーズを的確に捉えたサービスを提供できなくなった場合やそれ以外の何らかの要因により当社の競争力が低下した場合には、当社の事業戦略、経営成績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向及び業界動向の変動による影響

当社が提供するサービスは、企業を取り巻く環境や企業経営の効率化などの動きにより、顧客の情報関連に対する投資抑制策等の影響を受けることから、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化等した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成

当社は、事業の拡大に伴い、積極的に人材の獲得・確保・育成を進めております。優秀な人材の獲得・確保・育成のために、教育制度の充実等の施策を実施しております。しかしながら、今後退職者の増加や採用の不振等により必要な人材を確保することができない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報を含めた情報管理体制

当社はシステム開発や運用、又はサービス提供の遂行過程において、顧客の機密情報やユーザーの個人情報を取り扱う可能性があります。また、社内日常業務を遂行する過程においても、役員及び従業員、取引先企業の役職員に関する個人情報に接する機会があります。

当社では、システム上のセキュリティ対策に加え、様々な情報を取り扱うシステム開発・運用サービス業者としての信頼性を高めるため、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001（JISQ27001）」を取得しております。また、当該公的認証に準拠した「情報セキュリティマニュアル」を整備し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運営、維持、改善に努めております。しかしながら、こうした取り組みにより将来にわたり情報漏洩を完全に防止できる保証はなく、仮に個人情報その他の機密情報が外部流出するような事態が生じた場合には、当社の社会的信用に与える影響は大きく、その代償として当社の経営成績にも多大な悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 法的規制

当社が提供するサービスの内、人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた一般労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けて行なっております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社が一般労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において認識している限りでは、当社においてはこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、平成24年10月1日に施行された労働者派遣法改正法が当社業績に与える影響は限定的でありましたが、今後の動向によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は前述の労働者派遣法の他、職業安定法、労働基準法等の労働関連法令等により、規制を受けております。法令の変更、新法令の制定、又は解釈の変更等が生じた場合、当社の事業が制約され、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（許認可等の状況）

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
一般労働者派遣事業許可	平成28年4月1日～平成33年3月31日	派13-080517	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合

(6) 派遣・請負スタッフに関する業務上トラブルの発生

スタッフによる業務遂行に際して、スタッフの過誤による事故やスタッフの不法行為により訴訟の提起又は他の請求を受ける可能性があります。当社は、スタッフの作業にあたり、事故を未然に防ぐために管理体制を整えておりますが、上記トラブルによる訴訟内容及び請求金額によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 経営者への依存に関するリスク

当社において、創業者である代表取締役宮崎龍己は、当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社の業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。

当社では、取締役会及び事業部会等における役員及び幹部社員の情報共有を行っております。また、経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難になった場合には、今後の当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害や事故

地震等の自然災害や予期せぬ事故等により、当社あるいは取引先企業の重要な設備が損壊する等の被害が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 資金使途に関するリスク

当社の公募増資（自己株式の処分を含む）による調達資金の使途については、優秀な人材の採用費用、販売販促活動費用、新製品・サービスの研究開発費用等に充当する予定です。しかしながら、外部環境等の影響により、目論見どおりに事業計画が進展せず、調達資金が上記の予定通りに使用されない可能性があります。また予定どおりに使用された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当社では全事業領域において、次世代技術を見据えた最新技術の活用に取り組んでおり、またそれを核としたサービス創出に取り組んでおります。その中でもIoTプラットフォームのサービス化に向けて、あらゆるセンサーを機種依存なく接続し、そのデータを取り込み自動的にクラウドにアップロードする汎用性の高いIoTゲートウェイ機器の開発及びセンサーデータに特化したクラウドサービスの開発に着手いたしました。

当事業年度の研究開発費の総額は以下のとおりであります。

人件費等付帯費用	6,825千円
研究開発室家賃	1,623千円
試作費	254千円
研究素材費	811千円
総額	9,513千円

(注) 損益計算書の販売費及び一般管理費において試作費は「研究開発費」と表示しており、人件費等付帯費用につきましては「給料手当」「賞与」「法定福利費」「その他」、研究開発室家賃及び研究素材費は「その他」に含まれております。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間における研究開発費はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成しております。この財務諸表の作成するにあたり重要となる当社の会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表重要な会計方針」に記載のとおりであります。なお、この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度末の流動資産は1,736,380千円、固定資産は168,746千円、流動負債は979,583千円、固定負債は155,137千円、純資産は770,406千円、総資産は1,905,127千円となりました。

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比較して528,286千円増加し、1,905,127千円となりました。流動資産は前事業年度末と比較して529,424千円増加し、1,736,380千円となりました。主な要因は、現金及び預金262,426千円、売掛金238,198千円の増加によるものであります。固定資産は前事業年度末と比較して1,137千円減少し、168,746千円となりました。主な要因は、ソフトウェア22,642千円の増加、関係会社株式7,137千円、投資その他の資産の「その他」20,539千円の減少によるものであります。

(負債)

負債は、前事業年度末と比較して306,681千円増加し、1,134,720千円となりました。流動負債は前事業年度末と比較して182,144千円増加し、979,583千円となりました。主な要因は、未払消費税等97,334千円、賞与引当金57,825千円の増加によるものであります。固定負債は前事業年度末と比較して124,537千円増加し、155,137千円となりました。これは、長期借入金118,757千円、退職給付引当金5,780千円の増加によるものであります。

(純資産)

純資産は、前事業年度末と比較して221,605千円増加し、770,406千円となりました。主な要因は、資本金27,500千円、利益剰余金196,605千円の増加によるものであります。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、2,035,709千円となりました。これは主に、現金及び預金815,956千円、受取手形及び売掛金808,609千円、主に本社を含めた全国の事業拠点の建物附属設備並びに工具、器具及び備品から構成される有形固定資産30,652千円や当該拠点の敷金及び保証金74,157千円等で構成されております。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債は、992,205千円となりました。これは主に、人件費に関して発生する未払金425,648千円、賞与引当金215,689千円、長期借入金89,593千円、退職給付引当金40,555千円等で構成されております。

なお、有利子負債は157,921千円となっております。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は、913,355千円となりました。これは主に、資本金92,465千円及び資本剰余金7,465千円、利益剰余金856,015千円、自己株式△42,840千円で構成されております。

(3) 経営成績の分析

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(売上高)

売上高については5,340,246千円となり、前事業年度と比べて1,463,572千円増加しております。増加の主な理由は、積極的な採用活動に加え、新規顧客開拓にも注力したことによるものであります。

(売上原価)

売上原価については4,256,849千円となり、前事業年度と比べて1,280,099千円増加しております。増加の主な理由は人員の増加により労務費が1,212,913千円増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は1,083,397千円(前期比20.4%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費については773,423千円となり、前事業年度と比べて119,539千円増加しております。増加の主な理由は、営業部門及び管理部門増強のための人員増加により給料手当が48,040千円増加したこと、積極的な採用活動により採用費が7,339千円増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は309,973千円(前期比26.0%増)となりました。

(営業外損益)

営業外損益については、営業外収益が12,533千円となり前事業年度と比べて3,772千円増加した一方、営業外費用が1,249千円となり前事業年度と比べて664千円減少しております。営業外収益の増加は、主として積極的な採用活動により雇用助成金が前事業年度に比べて3,101千円が増加したことによるものであります。営業外費用の減少は、借入金の返済により支払利息が前事業年度よりも272千円減少したことによるものであります。

この結果、経常利益は321,258千円(前期比27.0%増)となりました。

(特別損益)

特別損益については、特別損失が7,136千円となり前事業年度に比べて994千円減少しております。当事業年度においては関係会社評価損7,136千円、前事業年度においては保険解約損失引当金繰入額7,142千円、固定資産除却損988千円が発生したことによるものであります。

この結果、税引前当期純利益は314,121千円(前期比28.3%増)となりました。

(当期純利益)

法人税等合計は、税引前当期純利益の増加に伴う課税所得の増加を主な要因として101,549千円と前事業年度に比べ2,558千円の増加となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は212,572千円(前期比45.8%増)となりました。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は、3,005,261千円となりました。

(売上原価)

当第2四半期累計期間の売上原価は、2,365,975千円となり、売上総利益は639,286千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は396,289千円となりました。人員の拡大、会社の規模拡大に伴い人件費を中心に各費目において増加傾向にあります。

この結果、営業利益は242,997千円となりました。

(営業外損益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は、5,830千円となりました。主として助成金収入5,747千円であります。営業外費用は支払利息880千円、為替差損856千円であります。

この結果、経常利益は247,090千円となりました。

(当期純利益)

法人税等合計は、84,775千円なりました。

この結果、当第2四半期累計期間における四半期純利益は162,315千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

マイナンバー制度の対応や、サイバーセキュリティリスクへの対応が求められており、エンジニアに対するニーズは拡大していくものと見込んでおります。

このように変動する市場環境に対して、人材の採用を積極的に行い、一定以上のスキル、マナーを備えた人材を自社で教育研修し、市場のニーズに応えることにより事業拡大に取り組んでまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第28期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額36,815千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、全事業に係る情報処理システム関連として10,898千円、スマートソリューション事業に関してソフトウェアの取得として25,917千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第29期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間において重要な設備投資は行っておりません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成27年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	オフィス	11,736	11,686	26,277	49,699	975
札幌支社 (北海道札幌市中央区)	全事業	オフィス	497	4	—	502	9
名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区)	全事業	オフィス	3,253	144	—	3,397	40
大阪支社 (大阪府大阪市西区)	全事業	オフィス	3,558	—	—	3,558	67
福岡支社 (福岡県福岡市博多区)	全事業	オフィス	—	—	—	—	12
横浜支社 (神奈川県横浜市神奈川区)	全事業	オフィス	3,544	193	—	3,737	3

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記事業所の年間賃借料は合計 93,936千円であります。
4. 従業員数は、就業従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	オフィス 増床	70,000	—	自己株式処分 による 調達資金	平成28年 8月	平成29年 10月	(注)
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	サーバ 等機器	20,000	—	自己株式処分 による 調達資金	平成28年 10月	平成29年 3月	(注)
本社 (東京都新宿区)	ITインフラ	サーバ 等機器	75,000	—	自己株式処分 による 調達資金	平成28年 10月	平成29年 3月	(注)
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	ソフト ウエア	50,000	—	自己株式処分 による 調達資金	平成28年 7月	平成29年 3月	(注)
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	ソフト ウエア	15,000	—	自己株式処分 による 調達資金	平成28年 8月	平成29年 2月	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,344,000
計	12,344,000

(注) 平成28年4月5日開催の取締役会決議、平成28年4月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、発行可能株式総数は12,220,560株増加し、12,344,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,086,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	3,086,000	—	—

(注) 平成28年4月5日開催の取締役会決議により、平成28年4月30日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、株式数は3,055,140株増加し、発行済株式数は3,086,000株となっております。また、平成28年4月5日開催の取締役会決議、平成28年4月14日開催の臨時株主総会決議により単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成19年8月7日開催の臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注) 1、3	50,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2、3	50 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日から 平成34年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 (注) 3	発行価格 50 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は20株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社との吸收合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸收分割を行う場合、必要と認める株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

3. 平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権は発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権発行時において当社、当社子会社又は当社関係会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

第3回新株予約権（平成26年8月22日開催の臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	542 (注) 1	540 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	542 (注) 1	54,000(注) 1、 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,000 (注) 2	180 (注) 2、 3
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日から 平成33年8月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,000 資本組入額 9,000	発行価格 180(注) 3 資本組入額 90(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 平成28年4月30日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。
- ② 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

(a) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで

- (b) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
- (c) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第4回新株予約権（平成26年12月25日開催の臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	299 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	299 (注) 1	29,900 (注) 1、 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000 (注) 2	550 (注) 2、 3
新株予約権の行使期間	平成28年12月26日から 平成33年12月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 550 (注) 3 資本組入額 275 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 平成28年4月30日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。
 - (a) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで
 - (b) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
 - (c) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年8月8日 (注) 1	24,567	25,860	—	64,965	—	7,465
平成27年6月25日 (注) 2	5,000	30,860	27,500	92,465	—	7,465
平成28年4月30日 (注) 3	3,055,140	3,086,000	—	92,465	—	7,465

(注) 1. 株式分割（1株：20株）による増加であります。

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

3. 株式分割（1株：100株）による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	
所有株式数(単元)	—	—	—	2,380	—	—	28,480	30,860	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	7.71	—	—	92.29	100.00	

(注) 1. 自己株式238,000株は、「個人その他」に2,380単元含めて記載しております。

2. 平成28年4月14日開催の臨時株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 238,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,848,000	28,480	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,086,000	—	—
総株主の議決権	—	28,480	—

(注) 平成28年4月5日開催の取締役会決議により、平成28年4月30日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。また、平成28年4月5日開催の取締役会決議、平成28年4月14日開催の臨時株主総会決議により単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

平成28年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セラク	東京都新宿区西新宿七丁目 5番25号	238,000	—	238,000	7.71
計	—	238,000	—	238,000	7.71

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成19年8月7日開催臨時株主総会決議）

決議年月日	平成19年8月7日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）本書提出日現在におきましては、権利行使により付与対象者数は当社取締役1名であります。

第3回新株予約権（平成26年8月22日開催臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年8月22日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員48名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）本書提出日現在の付与対象者は、従業員4名の退職、従業員1名が監査役に異動となったことにより、監査役1名、従業員43名であります。

第4回新株予約権（平成26年12月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年12月25日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	2,380	—	238,000	—

(注) 平成28年4月5日開催の取締役会決議により、平成28年4月30日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。これにより、自己株式数が235,620株増加し、最近期間の保有自己株式数は238,000株となっております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の使途につきましては、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めて参ります。

当社が剩余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第28期事業年度の剩余金の配当につきましては、上記の方針に基づいて、業績や財務状況等を総合的に勘案し、期末配当金として1株当たり680円といたしました。

第28期事業年度に係る剩余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月26日 定時株主総会決議	19,366	680

(注) 当社は、平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当該分割が第28期事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は6円80銭であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	営業本部長	宮崎 龍己	昭和32年2月26日生	昭和55年4月 昭和56年12月 昭和59年2月 昭和62年12月 平成23年12月	㈱マーク入社 米国クイーンズ大学留学 ㈱マーク復職 当社設立、代表取締役 当社代表取締役営業本部長(現任)	(注)4	2,120,000
専務取締役 (注)1	執行役員 経営管理 本部長	宮崎 浩美	昭和37年6月5日生	昭和62年4月 平成6年8月 平成6年10月 平成19年1月 平成25年1月 平成26年10月	東ソー㈱入社 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社専務取締役執行役員経営管理本部長(現任)	(注)4	346,000
取締役	執行役員 技術本部長	小関 智春	昭和50年6月24日生	平成11年4月 平成12年3月 平成15年4月 平成19年7月 平成26年10月	㈱グローバップ入社 当社入社 ネットワークソリューション事業部長 当社取締役 当社取締役執行役員技術本部長(現任)	(注)4	—
取締役 (注)2	—	西村 光治	昭和40年10月6日生	平成4年4月 平成4年4月 平成19年6月 平成26年12月 平成27年3月 平成27年6月	弁護士登録 東京弁護士会入会 松尾綜合法律事務所入所(現任) 日本パーカライジング㈱監査役 当社取締役(現任) カンロ㈱社外監査役(現任) 日本パーカライジング㈱社外取締役(現任)	(注)4	—
取締役 (注)2	—	山崎 哲男	昭和28年11月4日生	昭和51年4月 平成11年1月 平成14年3月 平成19年3月 平成22年4月 平成27年11月	日興証券株式会社(現・S M B C 日興証券株式会社)入社 同社 執行役員 企業法人本部長 同社 常務執行役員 近畿北陸本部長 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 日興企業株式会社 代表取締役社長 A I U 損害保険株式会社 顧問(現任) 当社取締役(現任)	(注)5	—
監査役 (常勤)	—	吉本 寿樹	昭和49年1月5日生	平成8年4月 平成13年3月 平成16年10月 平成18年3月 平成20年1月 平成24年9月 平成26年12月	第二電電株式会社(現・K D D I 株式会社)入社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社 株式会社ザイマックスウェイヴ入社 当社入社 当社経営企画室長 当社法務部長 当社監査役(現任)	(注)5	—
監査役 (注)3	—	芹沢 俊太郎	昭和51年3月19日生	平成11年10月 平成15年4月 平成19年1月 平成19年6月 平成19年12月 平成20年11月 平成24年2月	朝日監査法人(現・有限責任 あづさ監査法人)入所 公認会計士登録 芹沢公認会計士事務所開業 税理士登録 当社監査役(現任) みさき監査法人設立、代表社員(現任) T R A D 税理士法人設立、代表社員(現任)	(注)5	—
監査役 (注)3	—	勝呂 和之	昭和34年11月29日生	平成元年9月 平成4年12月 平成6年9月 平成16年3月 平成27年11月	柏谷道正公認会計士事務所入所 税理士登録 勝呂会計事務所開業 コンフィアンサ税理士法人設立、代表社員(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	—
計							2,466,000

- (注) 1. 専務取締役 宮崎浩美は、代表取締役 宮崎龍己の弟であります。
 2. 取締役 西村光治、山崎哲男は、社外取締役であります。
 3. 監査役 芹沢俊太郎、勝呂和之は、社外監査役であります。
 4. 平成28年4月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 平成28年4月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
 執行役員は2名で、経営管理本部長宮崎浩美、技術本部長小関智春で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

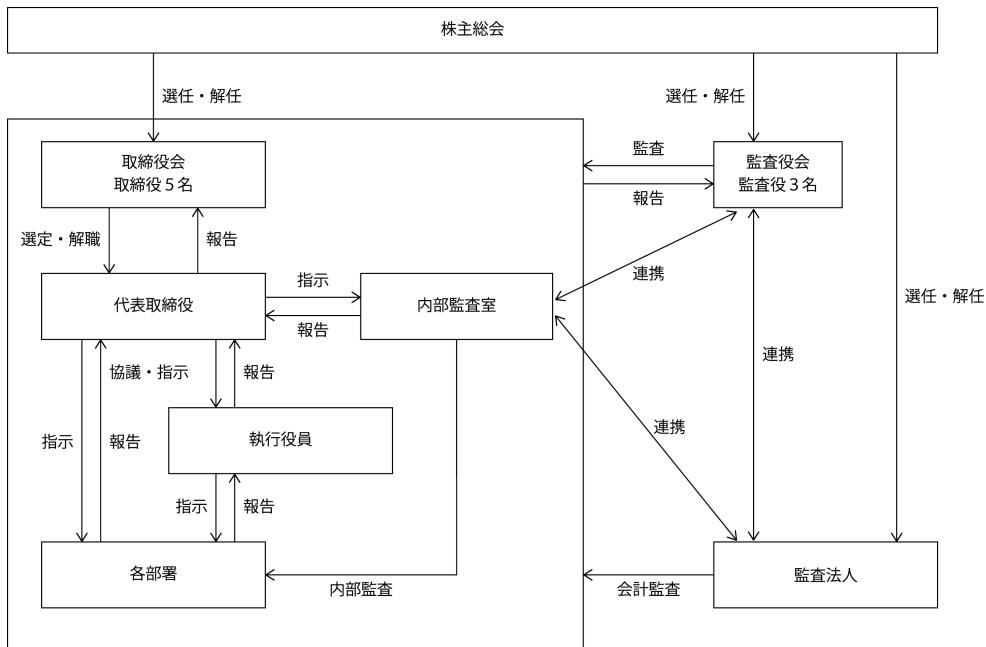
(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めいく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

① 会社の企業統治に関する事項

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



(a) 会社の機関設計の内容

当社の基本的な機関設計は、以下のとおりとしております。

(取締役会)

当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定期取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとすることとしております。

(監査役会)

当社監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。

なお、定款上において、当社の監査役は3名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

(b) 内部統制システムの整備状況

当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- b. 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- c. 当社は、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。
- d. 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- e. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会・取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- b. 取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。

- b. 職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
- b. 子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報の共有し連携を図る。
- c. 子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
- d. 子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
- e. 子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

- ～. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項
- a. 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

ト. 監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施する。

チ. 監査役の、監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- a. 当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

リ. 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

1) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項

2) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

3) 重要な訴訟・係争事項

4) 社内規程の違反で重大な事項

5) その他、上記に準じる事項

- b. 当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

- c. 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。

- ヌ. 監査役への報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- ル. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
 - a. 取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。
- ヲ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
 - b. 監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
 - c. 監査役は、取締役及び従業員に対し、隨時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
 - d. 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
 - e. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
 - f. 取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
 - g. 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に關し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
 - h. 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
 - i. 取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - j. 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。

また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

(d) 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、通常の会計監査を委嘱し、会計上の判断について、助言を求めるほか、内部統制に関する整備の方針についての助言を求めるなど、重要な会計上の課題にとどまらず、隨時相談し、検討しております。なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名	補助者の構成
指定有限責任社員 業務執行社員 三浦 太	公認会計士 7名
指定有限責任社員 業務執行社員 新居 伸浩	その他 8名

② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の連携

(a) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査の組織、人員及び手続

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室長は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。

監査役監査の組織、人員及び手続

監査役は、常勤監査役が非常勤監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。監査役監査を実施する手続は、監査役監査の年間計画を策定し、計画書に基づいて、監査を実施します。監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役間で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査の実施を検討します。

内部監査室長は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。

また、内部監査室長及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役として西村光治、山崎哲男、社外監査役として、芹沢俊太郎、勝呂和之を選任しております。

当社と社外取締役との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識を有している、若しくは弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことあります。西村光治氏は弁護士資格を有しております。

また、当社と社外監査役との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有し会社財務等の専門的な知見等を有する社外監査役を選任することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することあります。芹沢俊太郎氏は公認会計士、勝呂和之氏は税理士資格を有しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に發揮すること等を目的とするものであります。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	76,746	76,746	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	5,251	5,251	—	—	—	1
社外取締役	900	900	—	—	—	1
社外監査役	2,600	2,600	—	—	—	1

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、平成27年11月26日の定時株主総会決議により、同年11月1日以降の役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額 取締役 240,000千円（平成27年11月26日の定時株主総会で決議）

（1事業年度） 監査役 20,000千円（平成27年11月26日の定時株主総会で決議）

また、取締役の報酬の種類、具体的な額及び配分並びに支給時期、その他の支給方法については、取締役会に一任しております、監査役の報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役会に一任しております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

（2）【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,900	—	8,400	750

② 【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、四半期報告書作成のための助言及び指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)及び当事業年度(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.4% |
| ② 売上高基準 | 0.1% |
| ③ 利益基準 | △0.7% |
| ④ 利益剰余金基準 | △2.3% |

※会社間項目の消去前の数値により算出しております。

- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.3% |
| ② 売上高基準 | 0.1% |
| ③ 利益基準 | △0.4% |
| ④ 利益剰余金基準 | △1.8% |

※会社間項目の消去前の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し隨時更新を行なっております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	475,962	738,389
受取手形	8,811	17,986
売掛金	559,095	797,293
仕掛品	18,727	7,938
前渡金	2,795	6,295
前払費用	31,280	52,120
繰延税金資産	68,257	84,994
短期貸付金	9,917	—
未収入金	24,267	24,988
その他	8,251	6,980
貸倒引当金	△409	△605
流動資産合計	1,206,956	1,736,380
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,647	37,432
減価償却累計額	△10,849	△14,842
建物（純額）	28,797	22,590
工具、器具及び備品	17,054	26,822
減価償却累計額	△11,889	△14,793
工具、器具及び備品（純額）	5,165	12,029
有形固定資産合計	33,963	34,619
無形固定資産		
ソフトウエア	3,634	26,277
電話加入権	1,587	1,587
無形固定資産合計	5,221	27,864
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	2,863
繰延税金資産	18,190	20,703
敷金及び保証金	71,286	72,245
その他	31,805	11,265
貸倒引当金	△582	△816
投資その他の資産合計	130,698	106,261
固定資産合計	169,883	168,746
資産合計	1,376,840	1,905,127

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,393	33,115
短期借入金	18,337	10,000
1年内返済予定の長期借入金	48,306	58,328
未払金	347,296	389,377
未払費用	29,499	40,597
未払法人税等	90,384	62,560
未払消費税等	98,999	196,334
預り金	18,656	10,195
賞与引当金	121,240	179,065
保険解約損失引当金	7,142	—
その他	183	8
流動負債合計	797,439	979,583
固定負債		
長期借入金	—	118,757
退職給付引当金	30,600	36,380
固定負債合計	30,600	155,137
負債合計	828,039	1,134,720
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,965	92,465
資本剰余金		
資本準備金	7,465	7,465
資本剰余金合計	7,465	7,465
利益剰余金		
利益準備金	4,617	6,213
その他利益剰余金		
別途積立金	31,700	31,700
繰越利益剰余金	480,144	675,152
利益剰余金合計	516,461	713,066
自己株式	△42,840	△42,840
株主資本合計	546,051	770,156
新株予約権	2,750	250
純資産合計	548,801	770,406
負債純資産合計	1,376,840	1,905,127

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年2月29日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	815, 956
受取手形及び売掛金	808, 609
仕掛品	22, 786
原材料	12, 828
前渡金	10, 778
前払費用	48, 666
繰延税金資産	100, 272
未収入金	22, 653
その他	9, 371
貸倒引当金	△600
流動資産合計	1, 851, 322
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	20, 562
工具、器具及び備品（純額）	10, 090
有形固定資産合計	30, 652
無形固定資産	42, 690
投資その他の資産	
繰延税金資産	22, 622
敷金及び保証金	74, 157
その他	15, 080
貸倒引当金	△816
投資その他の資産合計	111, 043
固定資産合計	184, 386
資産合計	2, 035, 709

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年2月29日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	35,719
短期借入金	10,000
1年内返済予定の長期借入金	58,328
未払金	425,648
未払法人税等	101,965
未払消費税等	84,489
賞与引当金	215,689
その他	60,364
流動負債合計	992,205
固定負債	
長期借入金	89,593
退職給付引当金	40,555
固定負債合計	130,148
負債合計	1,122,353
純資産の部	
株主資本	
資本金	92,465
資本剰余金	7,465
利益剰余金	856,015
自己株式	△42,840
株主資本合計	913,105
新株予約権	250
純資産合計	913,355
負債純資産合計	2,035,709

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
売上高	3,876,674	5,340,246
売上原価	2,976,749	4,256,849
売上総利益	899,924	1,083,397
販売費及び一般管理費	※1, 2 653,884	※1, 2 773,423
営業利益	246,040	309,973
営業外収益		
受取利息及び配当金	251	166
助成金収入	7,992	11,094
為替差益	29	1,141
その他	487	131
営業外収益合計	8,761	12,533
営業外費用		
支払利息	1,522	1,249
支払手数料	120	—
貸倒損失	271	—
営業外費用合計	1,913	1,249
経常利益	252,887	321,258
特別損失		
関係会社株式評価損	—	7,136
固定資産除却損	※3 988	—
保険解約損失引当金繰入額	7,142	—
特別損失合計	8,130	7,136
税引前当期純利益	244,756	314,121
法人税、住民税及び事業税	123,515	120,800
法人税等調整額	△24,524	△19,250
法人税等合計	98,991	101,549
当期純利益	145,765	212,572

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		36,892	1.2	59,512	1.4
II 労務費		2,743,821	91.9	3,956,735	92.8
III 経費	※1	203,920	6.9	246,352	5.8
当期総製造費用		2,984,635	100.0	4,262,600	100.0
仕掛品期首たな卸高		10,841		18,727	
合計		2,995,477		4,281,327	
仕掛品期末たな卸高		18,727		7,938	
他勘定振替高	※2	—		16,539	
当期製品製造原価		2,976,749		4,256,849	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	100,288	117,461
不動産賃借料	43,076	66,922
旅費交通費	14,446	19,148
教育研修費	16,650	14,643
消耗品費	13,065	9,823

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
工具、器具及び備品	—	4,229
ソフトウェア	—	12,309
計	—	16,539

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位: 千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)	
売上高	3,005,261
売上原価	2,365,975
売上総利益	639,286
販売費及び一般管理費	※ 396,289
営業利益	242,997
営業外収益	
受取利息	69
助成金収入	5,747
貸倒引当金戻入額	4
その他	8
営業外収益合計	5,830
営業外費用	
支払利息	880
為替差損	856
営業外費用合計	1,736
経常利益	247,090
税引前四半期純利益	247,090
法人税、住民税及び事業税	101,972
法人税等調整額	△17,197
法人税等合計	84,775
四半期純利益	162,315

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	64,965	7,465	7,465	3,789	31,700	343,481	378,971
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						△8,275	△8,275
利益準備金の積立				827		△827	—
当期純利益						145,765	145,765
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	827	—	136,662	137,489
当期末残高	64,965	7,465	7,465	4,617	31,700	480,144	516,461

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	—	451,401	2,750	454,151
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当		△8,275		△8,275
利益準備金の積立		—		—
当期純利益		145,765		145,765
自己株式の取得	△42,840	△42,840		△42,840
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—	—
当期変動額合計	△42,840	94,649	—	94,649
当期末残高	△42,840	546,051	2,750	548,801

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	64,965	7,465	7,465	4,617	31,700	480,144	516,461
当期変動額							
新株の発行	27,500						
剰余金の配当						△15,966	△15,966
利益準備金の積立				1,596		△1,596	—
当期純利益						212,572	212,572
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	27,500	—	—	1,596	—	195,008	196,605
当期末残高	92,465	7,465	7,465	6,213	31,700	675,152	713,066

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△42,840	546,051	2,750	548,801
当期変動額				
新株の発行		27,500		27,500
剰余金の配当		△15,966		△15,966
利益準備金の積立		—		—
当期純利益		212,572		212,572
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△2,500	△2,500
当期変動額合計	—	224,105	△2,500	221,605
当期末残高	△42,840	770,156	250	770,406

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成25年9月1日 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 至 平成26年9月1日 平成27年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	244,756	314,121
減価償却費	7,359	10,639
貸倒引当金の増減額（△は減少）	944	429
賞与引当金の増減額（△は減少）	30,586	57,825
保険解約損失引当金の増減額（△は減少）	7,142	—
退職給付引当金の増減額（△は減少）	7,305	5,780
受取利息及び受取配当金	△251	△166
支払利息	1,522	1,249
為替差損益（△は益）	△29	△1,141
関係会社株式評価損	—	7,136
固定資産除却損	988	—
売上債権の増減額（△は増加）	△112,014	△247,372
たな卸資産の増減額（△は増加）	△7,885	10,788
前払費用の増減額（△は増加）	△12,583	△20,786
未収入金の増減額（△は増加）	△14,293	2,843
仕入債務の増減額（△は減少）	1,189	15,722
未払金の増減額（△は減少）	83,928	51,949
未払費用の増減額（△は減少）	8,963	11,098
未払消費税等の増減額（△は減少）	25,737	97,334
その他	△5,117	△10,508
小計	268,250	306,943
利息及び配当金の受取額	251	166
利息の支払額	△1,489	△1,197
法人税等の支払額	△90,573	△148,624
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,439	157,287
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,608	△4,808
定期預金の払戻による収入	2,400	2,400
有形固定資産の取得による支出	△15,602	△21,187
有形固定資産の売却による収入	—	2,875
無形固定資産の取得による支出	△2,220	△25,602
保険積立金の積立による支出	△14,384	△3,080
保険積立金の払戻による収入	—	16,508
貸付けによる支出	△7,000	—
貸付金の回収による収入	6,842	9,917
敷金及び保証金の差入による支出	△33,088	△6,063
敷金及び保証金の回収による収入	13,646	1,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,014	△27,886
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△29,162	△8,337
長期借入れによる収入	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△58,136	△71,221
株式の発行による収入	—	25,000
自己株式の取得による支出	△42,840	—
配当金の支払額	△8,275	△15,966
財務活動によるキャッシュ・フロー	△138,413	129,475

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	1,141
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△15,959	260,018
現金及び現金同等物の期首残高	448,745	432,786
現金及び現金同等物の期末残高	※ 432,786	※ 692,804

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成27年9月1日
至 平成28年2月29日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	247,090
減価償却費	7,487
貸倒り引当金の増減額（△は減少）	△4
賞与引当金の増減額（△は減少）	36,624
退職給付引当金の増減額（△は減少）	4,175
受取利息及び受取配当金	△69
支払利息	880
為替差損益（△は益）	856
売上債権の増減額（△は増加）	6,669
たな卸資産の増減額（△は増加）	△27,677
前払費用の増減額（△は増加）	3,448
未収入金の増減額（△は増加）	2,335
仕入債務の増減額（△は減少）	2,603
未払金の増減額（△は減少）	32,288
未払費用の増減額（△は減少）	3,598
未払消費税等の増減額（△は減少）	△111,844
その他	△2
小計	208,459
利息及び配当金の受取額	69
利息の支払額	△895
法人税等の支払額	△62,567
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,064
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,203
定期預金の払戻による収入	5,254
無形固定資産の取得による支出	△14,340
保険積立金の積立による支出	△951
敷金及び保証金の差入による支出	△3,475
敷金及び保証金の回収による収入	656
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△429,164
配当金の支払額	△19,366
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,530
現金及び現金同等物に係る換算差額	△856
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	81,617
現金及び現金同等物の期首残高	692,804
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 774,421

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 保険解約損失引当金

役員の事故に備え加入しております生命保険の解約によって発生が見込まれる損失相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24.1%、当事業年度22.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75.9%、当事業年度78.0%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
役員報酬	69,312千円	85,497千円
給料手当	226,191千円	274,231千円
賞与引当金繰入額	24,420千円	27,560千円
退職給付費用	1,345千円	1,525千円
減価償却費	2,923千円	4,651千円
貸倒引当金繰入額	944千円	429千円

- ※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
一般管理費	374千円	254千円
当期製造費用	—	—
計	374千円	254千円

- ※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
ソフトウエア	988千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,293	24,567	—	25,860

(変動事由の概要)

発行済株式の普通株式の増加24,567株は、平成26年8月8日付で実施した普通株式1株につき20株の割合での株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	2,380	—	2,380

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式の株式数の増加2,380株は、平成26年3月24日の臨時株主総会の決議による自己株式の取得119株及び株式分割によるものであります(普通株式1株につき20株の割合)。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権(ストックオプション)	普通株式	5,500	—	—	5,500	2,750
第2回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月25日 定時株主総会	普通株式	8,275	6,400	平成25年8月31日	平成25年11月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,966	680	平成26年8月31日	平成26年11月27日

(注) 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき20株の割合にて株式分割を行っております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25,860	5,000	—	30,860

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加5,000株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,380	—	—	2,380

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権(ストックオプション)	普通株式	5,500	—	5,000	500	250
第3回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—
第4回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—

(変動事由の概要)

第1回新株予約権の株式数の減少5,000株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	15,966	680	平成26年8月31日	平成26年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,366	680	平成27年8月31日	平成27年11月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
現金及び預金	475,962千円	738,389千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△43,176千円	△45,585千円
現金及び現金同等物	432,786千円	692,804千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年8月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	475, 962	475, 962	—
(2) 受取手形	8, 811	8, 811	—
(3) 売掛金	559, 095	559, 095	—
(4) 短期貸付金	9, 917	9, 917	—
(5) 未収入金	24, 267	24, 267	—
資産計	1, 078, 054	1, 078, 054	—
(1) 買掛金	17, 393	17, 393	—
(2) 短期借入金	18, 337	18, 337	—
(3) 未払金	347, 296	347, 296	—
(4) 未払費用	29, 499	29, 499	—
(5) 未払法人税等	90, 384	90, 384	—
(6) 未払消費税等	98, 999	98, 999	—
(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	48, 306	48, 364	58
負債計	650, 216	650, 274	58

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成26年8月31日)
関係会社株式	10,000

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	474,705	—	—	—
受取手形	8,811	—	—	—
売掛金	559,095	—	—	—
合計	1,042,612	—	—	—

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	18,337	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	48,306	—	—	—	—	—
合計	66,643	—	—	—	—	—

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	738,389	738,389	—
(2) 受取手形	17,986	17,986	—
(3) 売掛金	797,293	797,293	—
(4) 未収入金	24,988	24,988	—
資産計	1,578,657	1,578,657	—
(1) 買掛金	33,115	33,115	—
(2) 短期借入金	10,000	10,000	—
(3) 未払金	389,377	389,377	—
(4) 未払費用	40,597	40,597	—
(5) 未払法人税等	62,560	62,560	—
(6) 未払消費税等	196,334	196,334	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	177,085	176,991	△93
負債計	909,070	908,977	△93

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年8月31日)
関係会社株式	2,863

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	738,073	—	—	—
受取手形	17,986	—	—	—
売掛金	797,293	—	—	—
合計	1,553,352	—	—	—

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	58,328	58,328	41,666	18,763	—	—
合計	68,328	58,328	41,666	18,763	—	—

(有価証券関係)

子会社株式（前事業年度（平成26年8月31日）貸借対照表計上額10,000千円及び当事業年度（平成27年8月31日）貸借対照表計上額2,863千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	23,295千円
退職給付費用	9,320千円
退職給付の支払額	△2,015千円
退職給付引当金の期末残高	30,600千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	30,600千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,600千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	9,320千円
----------------	---------

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	30,600千円
退職給付費用	9,640千円
退職給付の支払額	△3,860千円
退職給付引当金の期末残高	36,380千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	36,380千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,380千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	9,640千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 48名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,500株 (注1、2)	普通株式 440株 (注1、2)	普通株式 554株 (注1)
付与日	平成19年8月31日	平成20年8月25日	平成26年8月29日
権利確定条件	新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月1日から 平成34年8月31日まで	平成22年8月26日から 平成30年8月31日まで	平成28年8月29日から 平成33年8月28日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年8月8日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
3. 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	260	—
付与	—	—	554
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	260	554
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,500	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	5,500	—	—

② 単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	5,000	5,500	18,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 1. 平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の1株当たりの価額を記載しております。

2. 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整前の株式数を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、類似業種比準価額法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一円 |

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 48名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,500株 (注1、2)	普通株式 440株 (注1、2)	普通株式 554株 (注1)	普通株式 299株 (注1)
付与日	平成19年8月31日	平成20年8月25日	平成26年8月29日	平成26年12月26日
権利確定条件	新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正當な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正當な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月1日から 平成34年8月31日まで	平成22年8月26日から 平成30年8月31日まで	平成28年8月29日から 平成33年8月28日まで	平成28年12月26日から 平成33年12月25日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年8月8日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3. 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	260	554	—
付与	—	—	—	299
失効	—	260	12	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	542	299
権利確定後(株)				
前事業年度末	5,500	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	5,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	500	—	—	—

② 単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約
権利行使価格(円)	5,000	5,500	18,000	55,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 1. 平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の1株当たりの価額を記載しております。

2. 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整前の株式数を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、類似業種比準価額法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | —円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | —円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	44,992千円
退職給付引当金	11,355千円
未払事業税	7,576千円
未払費用	6,613千円
敷金及び保証金	6,223千円
保険解約損失引当金	2,650千円
未払事業所税	2,056千円
関係会社株式評価損	1,855千円
その他	4,979千円
繰延税金資産小計	88,302千円
評価性引当額	△1,855千円
繰延税金資産合計	86,447千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.1%
(調整)	
住民税均等割等	0.3%
税率変更による影響	1.5%
税額控除	△0.3%
その他	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.4%から37.1%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,628千円減少し、法人税等調整額(貸方)が同額減少しております。

当事業年度(平成27年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	63,317千円
退職給付引当金	12,863千円
未払費用	9,731千円
敷金及び保証金	7,326千円
未払事業税	7,337千円
関係会社株式評価損	4,291千円
未払事業所税	2,395千円
その他	2,724千円
繰延税金資産小計	109,989千円
評価性引当額	△4,291千円
繰延税金資産合計	105,698千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割等	0.4%
税率変更による影響	1.3%
評価性引当額の増減	0.8%
税額控除	△6.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は37.1%から35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は4,079千円減少し、法人税等調整額(貸方)が同額減少しております。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成28年9月1日以後に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成26年8月31日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度(平成27年8月31日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「ITインフラ事業」、「ウェブマーケティングコミュニケーション事業」、「スマートソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ITインフラ事業」は、ネットワーク、サーバ、セキュリティの構築、保守、受託開発業務等を自社で育成した有資格ITインフラエンジニアによるサポート、「ウェブマーケティングコミュニケーション事業」は、企業及び団体等のウェブサイトの構築・運営支援、マーケティングの企画・運営支援、「スマートソリューション事業」は、ウェブシステム、スマートフォンアプリ、組込システムの開発を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	財務諸表 計上額 (注3)
	IT インフラ	ウェブマーケティング コミュニケーション	スマートソリューション	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,450,251	514,594	839,037	3,803,883	72,790	3,876,674	—	3,876,674
セグメント間の内部売上高又は振替高	12,637	142	△1,950	10,829	—	10,829	△10,829	—
計	2,462,888	514,737	837,087	3,814,713	72,790	3,887,503	△10,829	3,876,674
セグメント利益又はセグメント損失(△)	274,300	26,878	93,436	394,615	△70,589	324,025	△77,985	246,040

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通信・ハードウェア事業を含んでおります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額はセグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「ITインフラ事業」、「ウェブマーケティングコミュニケーション事業」、「スマートソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ITインフラ事業」は、ネットワーク、サーバ、セキュリティの構築、保守、受託開発業務等を自社で育成した有資格ITインフラエンジニアによるサポート、「ウェブマーケティングコミュニケーション事業」は、企業及び団体等のウェブサイトの構築・運営支援、マーケティングの企画・運営支援、「スマートソリューション事業」は、ウェブシステム、スマートフォンアプリ、組込システムの開発を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	財務諸表 計上額 (注3)
	IT インフラ	ウェブマーケティング コミュニケーション	スマート ソリューション	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,095,502	712,330	1,179,661	4,987,494	352,752	5,340,246	—	5,340,246
セグメント間の内部売上高又は振替高	42,320	16,055	30,802	89,178	1,860	91,038	△91,038	—
計	3,137,822	728,386	1,210,463	5,076,672	354,612	5,431,285	△91,038	5,340,246
セグメント利益又はセグメント損失(△)	324,314	52,972	118,377	495,664	△92,854	402,809	△92,836	309,973

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通信・ハードウェア事業を含んでおります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額はセグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
非連結子会社	世科信息技术(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省	15,000千円	システム開発	(所有)直接 100.0%	役員の兼任	コンピュータ・プログラムの外注	11,205	前渡金	2,111

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	宮崎龍己	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 74.4%間接 8.4%(注) 1	—	ストック・オプションの権利行使	25,000(5,000株)	—	—

(注) 1. 当社代表取締役宮崎龍己が議決権の93.8%を保有する㈱宮崎の保有割合であります。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成19年8月7日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
非連結子会社	世科信息技术(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省	15,000千円	システム開発	(所有)直接 100.0%	役員の兼任	エンジニア・サポート業務の委託	6,586	前渡金	3,625

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
1 株当たり純資産額	232円56銭	270円42銭
1 株当たり当期純利益金額	58円42銭	87円08銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は平成26年8月8日付けで普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を、また、平成28年4月30日に1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	145,765	212,572
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	145,765	212,572
普通株式の期中平均株式数(株)	2,495,300	2,441,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数842個) なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数866個) なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

当事業年度の記載をご参照下さい。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年4月5日開催の取締役会決議に基づき、平成28年4月30日付で株式分割を行っております。
また、平成28年4月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割は、分割により当社株式の投資単位を引下げるとともに流動性を高めることを目的としております。
また、単元株制度は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第205条第9号の規定に基づき、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 分割の割合及び時期

平成28年4月29日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。また、株式分割及び単元株の効力発生日は平成28年4月30日であります。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	30,860株
今回の分割により増加する株式数	3,055,140株
株式分割後の発行済株式総数	3,086,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,344,000株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該分割による1株当たり情報に与える影響は「1株当たり情報」の注記をご参照ください。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)	
役員報酬	46,140千円
給料手当	138,035千円
賞与引当金繰入額	31,455千円
退職給付費用	770千円
減価償却費	4,116千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)	
現金及び預金	815,956千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△41,534千円
現金及び現金同等物	774,421千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	19,366	680	平成27年8月31日	平成27年11月27日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 損益計算書 計上額 (注3)
	IT インフラ	ウェブマー ケティング コミュニケ ーション	スマート ソリューシ ョン	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,764,325	432,827	659,169	2,856,323	148,938	3,005,261	—	3,005,261
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,800	4,500	—	9,300	—	9,300	△9,300	—
計	1,769,125	437,327	659,169	2,865,623	148,938	3,014,561	△9,300	3,005,261
セグメント利益又はセグメント損失(△)	199,132	54,784	65,133	319,050	△1,015	318,035	△75,038	242,997

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通信・ハードウェア事業を含んでおります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額はセグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
1 株当たり四半期純利益金額	56円99銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	162,315
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	162,315
普通株式の期中平均株式数（株）	2,848,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、当事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 2. 当社は、平成28年4月5日開催の取締役会において、平成28年4月30日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割することを決議しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当事業年度の記載をご参照下さい。

⑤ 【附属明細表】(平成27年8月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	39,647	643	2,857	37,432	14,842	4,350	22,590
工具、器具及び備品	17,054	10,255	487	26,822	14,793	3,015	12,029
有形固定資産計	56,702	10,898	3,344	64,255	29,635	7,365	34,619
無形固定資産							
ソフトウエア	15,387	25,917	7,584	33,719	7,442	3,274	26,277
電話加入権	1,587	—	—	1,587	—	—	1,587
無形固定資産計	16,974	25,917	7,584	35,307	7,442	3,274	27,864

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
工具、器具及び備品	サーバリブレイス 8,894千円
ソフトウエア	情報処理システム 14,746千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,337	10,000	1.475	—
1年以内に返済予定の長期借入金	48,306	58,328	0.770	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	118,757	0.770	平成28年9月24日～ 平成31年5月31日
合 計	66,643	187,085	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	58,328	41,666	18,763	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	992	1,422	—	992	1,422
賞与引当金	121,240	179,065	121,240	—	179,065
保険解約損失引当金	7,142	—	7,142	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年8月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	316
預金	
普通預金	692, 488
定期預金	44, 385
定期積金	1, 200
計	738, 073
合計	738, 389

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
凸版印刷(株)	17, 986
合計	17, 986

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成27年10月	5, 449
11月	6, 446
12月	6, 090
合計	17, 986

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)アルファシステムズ	63, 719
東芝ITサービス(株)	50, 306
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	48, 233
CTCシステムマネジメント(株)	41, 449
日本システムウェア(株)	29, 067
その他	564, 516
合計	797, 293

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{2}{\frac{(B)}{365}}$
559,095	5,770,028	5,531,830	797,293	87.4	42.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
I T インフラ事業	3,847
ウェブマーケティングコミュニケーション事業	592
スマートソリューション事業	3,498
合計	7,938

⑤ 敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
三井不動産㈱	61,874
㈱第一ビルディング	2,983
ジブラルタ生命保険㈱	1,610
井野 克則	1,117
その他	4,659
合計	72,245

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
㈱インターワーク	17,303
㈱アルカミクス	4,199
㈱キッシュ	1,663
雨宮一彦	1,620
㈱マジカルポケット	1,285
その他	7,044
合計	33,115

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	303,215
神奈川県情報サービス産業健康保険組合	14,535
新宿社会保険事務所	26,477
賞与引当金に関する未払社会保険料	27,522
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3,580
その他	14,045
合計	389,377

⑧ 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	34,041
住民税	7,767
事業税	20,751
合計	62,560

⑨ 未払消費税等

区分	金額(千円)
消費税等	196,334
合計	196,334

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	一
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	一
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.seraku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利行使することができません。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年12月20日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 仁美	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成25年12月20日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 ひかる	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成25年12月20日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 あゆみ	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成26年2月28日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 仁美	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成26年2月28日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 ひかる	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成26年2月28日	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	宮崎 あゆみ	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	12	—	贈与
平成26年4月15日	小関 智春	東京都板橋区	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）	株式会社 宮崎 代表取締役 宮崎 仁美	埼玉県戸田市下前二丁目1番5号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名）	19	6,840,000 (360,000) (注5)	当事者の事情による
平成26年4月15日	セラク従業員持株会 精算人 米谷信吾	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社 セラク 代表取締役 宮崎 龍己	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	自己株式	103	37,080,000 (360,000) (注5)	従業員持株会の解散による買取

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年4月15日	静永 文孝	東京都板橋区	特別利害関係者等（当社従業員、大株主上位10名）	株式会社セラク代表取締役宮崎 龍己	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	自己株式	16	5,760,000(360,000)(注5)	当事者の事情による
平成27年6月25日	—	—	—	宮崎 龍己	埼玉県戸田市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	5,000	25,000,000(5,000)(注4、6)	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりあります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当社は、平成26年8月8日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っておりますが、移動年月日が平成26年8月7日以前の移動株数及び価格は、株式分割前の移動株数及び価格で記載しており、移動年月日が平成26年8月8日以後の移動株数及び価格は、株式分割後の移動株数及び価格で記載しております。
5. 移動価格は、類似業種比準価額法を基に、当事者間の協議により決定した価格であります。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成26年8月29日	平成26年12月26日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 554株 (注)4	普通株式 299株
発行価格	1株につき18,000円 (注)3	1株につき55,000円 (注)3
資本組入額	9,000円	27,500円
発行価額の総額	9,972,000円	16,445,000円
資本組入額の総額	4,986,000円	8,222,500円
発行方法	平成26年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成26年12月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年8月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、類似業種比準価額法を基に、当事者間の協議により決定した価格であります。
4. 第3回新株予約権は、退職等により従業員4名14株分の権利が喪失しております（本書提出日現在）。
5. 平成28年4月30日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき18,000円	1株につき55,000円
行使期間	平成28年8月29日から 平成33年8月28日まで	平成28年12月26日から 平成33年12月25日まで
行使の条件	<p>権利行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>① 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。</p> <p>(a) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで</p> <p>(b) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで</p> <p>(c) 平成26年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>権利行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>① 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。</p> <p>(a) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで</p> <p>(b) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで</p> <p>(c) 平成27年8月期乃至平成32年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
米谷 信吾	東京都世田谷区	会社員	70	1,260,000 (18,000)	当社の従業員
竹野健太郎	東京都小金井市	会社員	70	1,260,000 (18,000)	当社の従業員
清水 宏樹	埼玉県所沢市	会社員	64	1,152,000 (18,000)	当社の従業員
持田 宏平	東京都国立市	会社員	64	1,152,000 (18,000)	当社の従業員
曾根 慎一	神奈川県相模原市緑区	会社員	37	666,000 (18,000)	当社の従業員
黒井 寛	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	34	612,000 (18,000)	当社の従業員
吉本 寿樹	東京都杉並区	会社役員	25	450,000 (18,000)	当社の監査役
寺岡 雅己	神奈川県川崎市麻生区	会社員	13	234,000 (18,000)	当社の従業員
早川咲也子	東京都新宿区	会社員	8	144,000 (18,000)	当社の従業員
徳永 健次	福岡県太宰府市	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
森田晋一良	兵庫県尼崎市	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
平田 益久	神奈川県横浜市中区	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
河部 幸子	神奈川県横浜市磯子区	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
安部 敏宏	神奈川県横浜市南区	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
津田 明子	東京都新宿区	会社員	7	126,000 (18,000)	当社の従業員
平沢 直樹	東京都練馬区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
金澤 国昭	神奈川県横浜市青葉区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
中島 匠一	神奈川県川崎市幸区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
森山 実	神奈川県川崎市麻生区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
志水 靖	埼玉県戸田市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
中野 智	神奈川県横浜市青葉区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
大槻 岳	埼玉県所沢市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
道輪 太一	東京都練馬区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
源 直宏	東京都新宿区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
米田 憲司	兵庫県宝塚市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
杉本 憲亮	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
福井 啓介	神奈川県大和市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
長谷川 新	東京都板橋区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
竹内 友里	東京都新宿区	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
五十嵐 哲平	東京都板橋区	会社員	4	72,000 (18,000)	当社の従業員
田村 和也	東京都練馬区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
小野 哲正	東京都世田谷区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
佐野 忠範	東京都世田谷区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
濱野 知洋	神奈川県鎌倉市	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
佐藤 充	東京都三鷹市	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
角田 将吾	神奈川県相模原市南区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
藤澤 洋平	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
小宮 貴啓	東京都新宿区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
高井 新平	東京都中野区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
阪口 裕基	東京都中野区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
林 晋佑	大阪府大阪市住吉区	会社員	3	54,000 (18,000)	当社の従業員
本間 陽介	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	2	36,000 (18,000)	当社の従業員
五十嵐 ひかり	東京都新宿区	会社員	2	36,000 (18,000)	当社の従業員
小島 朋未	東京都豊島区	会社員	2	36,000 (18,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株式数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小関 智春	東京都板橋区	会社役員	138	7,590,000 (55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
静永 文孝	東京都板橋区	会社員	92	5,060,000 (55,000)	当社の従業員
佐野 勝志	東京都江東区	会社員	69	3,795,000 (55,000)	当社の従業員

(注) 平成28年4月30日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株式数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
宮崎 龍己 ※1、2	埼玉県戸田市	2,120,000	65.84
宮崎 浩美 ※1、3、7	東京都練馬区	396,000 (50,000)	12.30 (1.55)
株式会社セラク ※1、9	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	238,000	7.39
株式会社宮崎 ※1、5	埼玉県戸田市下前二丁目1番5号	238,000	7.39
宮崎 仁美 ※1、6	埼玉県戸田市	48,000	1.49
宮崎 ひかる ※1、7	埼玉県戸田市	48,000	1.49
宮崎 あゆみ ※1、7	埼玉県戸田市	48,000	1.49
小閑 智春 ※3	東京都板橋区	13,800 (13,800)	0.43 (0.43)
静永 文孝 ※8	東京都板橋区	9,200 (9,200)	0.29 (0.29)
米谷 信吾 ※8	東京都世田谷区	7,000 (7,000)	0.22 (0.22)
竹野 健太郎 ※8	東京都小金井市	7,000 (7,000)	0.22 (0.22)
佐野 勝志 ※8	東京都江東区	6,900 (6,900)	0.21 (0.21)
清水 宏樹 ※8	埼玉県所沢市	6,400 (6,400)	0.20 (0.20)
持田 宏平 ※8	東京都国立市	6,400 (6,400)	0.20 (0.20)
曾根 慎一 ※8	神奈川県相模原市緑区	3,700 (3,700)	0.11 (0.11)
黒井 寛 ※8	神奈川県横浜市戸塚区	3,400 (3,400)	0.11 (0.11)
吉本 寿樹 ※4	東京都杉並区	2,500 (2,500)	0.08 (0.08)
寺岡 雅己 ※8	神奈川県川崎市麻生区	1,300 (1,300)	0.04 (0.04)
早川 咲也子 ※8	東京都新宿区	800 (800)	0.02 (0.02)
所有株数700株の株主6名	—	4,200 (4,200)	0.13 (0.13)
所有株数500株の株主14名	—	7,000 (7,000)	0.22 (0.22)
所有株数400株の株主1名	—	400 (400)	0.01 (0.01)
所有株数300株の株主11名	—	3,300 (3,300)	0.10 (0.10)
所有株数200株の株主3名	—	600 (600)	0.02 (0.02)
計	—	3,219,900 (133,900)	100.00 (4.16)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

※3 特別利害関係者等 (当社取締役)

※4 特別利害関係者等 (当社監査役)

※5 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

※6 特別利害関係者等 (当社代表取締役の配偶者)

※7 特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等以内の血族)

※8 当社従業員

※9 当社自己株式

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社セラク
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラクの平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社セラク
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラクの平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月18日

株式会社セラク

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第29期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して株式会社セラクの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

